

令和2年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和2年6月1日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 一般質問

1 高森陽一郎議員

- (1) 新型コロナウイルス感染症への緊急事態宣言時の小中学生の日常生活及び家庭学習形態の反省と検証、そして想定される第2波のパンデミックへの対処法について

2 加藤弘文議員

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う町民被害への支援対策について
(2) 新型コロナウイルス禍後の設楽町のインターネット環境の整備に

ついて

3 田中邦利議員

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の教訓と課題について

4 今泉吉人議員

(1) 新型コロナウイルス第二波、第三波の発生に伴う水際対策などについて、町の施策は。

5 金田文子議員

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る諸課題に対する設楽町の施策について

日程第6 報告第3号

令和元年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第4号

令和元年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第5号

令和元年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第6号

令和元年度設楽町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第10 承認第1号

専決処分の承認について

日程第11 承認第2号

専決処分の承認について

日程第12 承認第3号

専決処分の承認について

日程第13 承認第4号

専決処分の承認について

日程第14 承認第5号

専決処分の承認について

日程第15 承認第6号

専決処分の承認について

日程第16 承認第7号

専決処分の承認について

日程第17 議案第33号

町道路線の認定について

- 日程第 18 議案第 3 4 号
町道路線の変更について
- 日程第 19 議案第 3 5 号
町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 3 6 号
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 3 7 号
委託契約の締結について
- 日程第 22 議案第 3 8 号
令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 3 9 号
令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 4 0 号
令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 4 1 号
令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）

会 議 録

開会 午前 8 時 59 分

議長 皆さんおはようございます。本日、伊藤武君から病氣療養検査のため欠席届が出ておりますので、ご承知おきください。本日は、皆さん「とまし一な」のシャツでのご出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部皆さんに協力をいただき、ありがとうございます。それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、11 名です。定足数に達していますので、令和 2 年第 2 回設楽町議会定例会を開会致します。

議長 これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。5 番 金田敏行君。

5 金田(敏) おはようございます。令和 2 年第 6 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和 2 年第 2 回定例会第 1 日の運営について、去る 6 月 27 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書の取り扱いについての報告があります。日程第 4 「行政報告」は、町長より報告があります。日程第 5 「一般質問」は、本日 5 名が一般質問を行います。質問は受付順

で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出20件です。日程第14、承認第5号。日程第20、議案第36号、及び日程第21、議案第37号は1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第6、報告第3号から、日程第9、報告第6号まで。日程第10、承認第1号から日程第11、承認第2号まで。日程第12、承認第3号から日程第13、承認第4号まで。日程第15、承認第6号から日程第16、承認第7号まで。日程第17、議案第33号から日程第19、議案第35号まで。日程第22、議案第38号から日程第25、議案第41号までの議案です。日程第10、承認第1号から日程第16、承認第9号まで。日程第21、議案第37号から日程第25、議案第41号までについては、本日質疑討論採決を行います。詳細については、お配りしました別紙のとおりとなっておりますので御確認願います。以上で議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番金田敏行君及び6番金田文子君を指名します。よろしく願いをします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間といたします。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定致しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取扱いについて、を報告します。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年5月実施分の結果報告が出ております。事務局に保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込み配付してあります、陳情1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、

陳情の受理番号2は「総務建設委員会付託」とします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、6月議会定例会初日の開催ということで、若干1名欠席であります。皆様方にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスに関する国の緊急事態宣言が、先日25日に前倒しですべての都道府県で解除がされました。また、愛知県においても、26日に「愛知県緊急事態宣言」と「愛知県緊急事態措置」が解除されました。新規感染者数は、非常に少なくなったところではありますが、今後第2波が心配をされるところでもございます。日常生活や経済活動の再開には、まだまだ不安が残りますが、今後新しい生活様式を意識した活動は、これからの我々の課題だと感じているところでもあります。それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。まず、国の特別定額給付金、新型コロナウイルス感染症対策協力金、いわゆる休業要請をしていただいた所への協力金、等についての現在の状況を報告させていただきます。

特別定額給付金につきましては、オンライン申請分は5月15日から、郵送での申請分は19日から支給を開始し致しました。金曜日までの受付状況は、2,114世帯のうち1,896世帯、金額で申し上げますと、4億2,900万円、町民世帯の89.7%、金額でいいますと92.5%が支給済みとなっております。

次に、協力金につきましては、愛知県で行う休業要請の協力金と、理美容業界に対する協力金がございます。設楽町では、この協力金に上積み、あるいは独自の協力金を設定をし、支給をすることとしております。

また、協力金の対象とならなかった全ての町内事業者に対し、町独自で応援金という形でこれを支給させていただくことといたしました。

協力金の現在の支給の状況ですが、休業要請の協力金につきましては、現在、約6割、23件の申請がありました。引き続き早期に支給できるよう、案内をして参ります。

理美容業につきましては、大変遅くなりましたが、組合と県の話合いにより、県協力金は、県から直接支給がされることと決定いたしました。

そのほか、市町村分の協力金につきましては、市町村で対応することとなり、それぞれで受付し、支給をいたします。5月29日金曜日に、対象者17名に書類を送付させていただきましたので、早ければ本日より受付をし、順次支給となります。

次に、設楽ダムに関連して、3点報告をさせていただきます。

まず、小水力発電事業についてであります。ダム建設に合わせ令和8年度の完成に向けて現在検討を進めております。今年度、当初予算でもお認めをいただきました、財源をもって、小水力発電の事業性評価調査として、発電規模、また電力量、そして建設費、さらに維持管理費など様々な検討を行ってまいります。この結果を受けて、事業を進める予定としているところでありまして、現在、調査に対する補助金申請を進めているところでもあります。この調査結果が出ましたら、議会の皆様方にも報告をさせていただきます。

また、現在、設楽ダム工事事務所が、この役場本庁舎の横で、設楽ダム工事事務所監督官詰所の新築工事を現在行っております。その建物の中にはインフォメーションセンターを設置し、設楽ダムに関する展示ですとか、ダムツアーでの説明場所として活用をする、そして今後需要が見込まれるダム観光にも対応して頂けるというふうに聞いております。建物は、今年度の8月中に完成をいたします。そして秋ごろからの運用開始を予定している聞いております。町といたしましても、ダム観光などを通じて、地域経済の発展に繋がるよう、これに協力してまいります。

最後に、魚類保全施設、通称ネコギギ施設についてご報告をいたします。現在、田内地区で設楽ダム工事事務所が計画している魚類保全施設は、昨年、用地調査が整い、終了しております。現在、造成工事などが進められているところでして、この施設では、天然記念物に指定されております、ネコギギの繁殖を行う飼育施設と、一般の方にも見て頂ける学習管理棟の建設が予定をされております。屋外水槽施設については今年度の完成、また管理学習棟については秋ごろより発注を進め、令和3年度中に完成を目指している聞いております。

以上報告とさせていただきます。

本日は、5名の議員により「一般質問」に続いて、繰越計算書に係る報告4件、専決処分の承認7件、町道認定等3件、条例改正1件、契約締結1件、補正予算4件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いをいたします。

はじめに11番高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 おはようございます。私の質問は、1点でございます。内容は、新型コロナウイルス感染症への緊急事態宣言時の小中学生の日常生活及び家庭学習形態の反省と検証、そして想定される第2波のパンデミックへの対処法についてでございます。

具体的に5項目並べております。

1 今回全世界的パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症対策で、最も心配されたのが、恒例となっている夏期休暇とは異なりいきなり長期休暇の自宅待機に入ったが、自宅待機にどのようなカリキュラムが指示あるいは要望がなされていたのか。その実行内容についての反省点と検証結果はどのような物となっているのかについて御説明願いたい、という事です。

2 一日の生活の時間割や目当て等各家庭と学校側とのあいだでどのようなやりとりがなされたのかについて、質問したい。

3 午前、午後、夜間と長い一日を家庭の教育力に丸投げしてしまっただけの現状ではなかったのか、また今後の家庭教育、学習の反省点はいかがなものかについてです。

4 夜間の小中学生のゲームのめり込み対策としてどのようなチェックやバックアップ体制がとられていたのか、そして最も望ましい対応策はどのようなものであったのか。

最後に5番目、育ち盛りの生徒達の健康管理と体力維持に対してどのような手当や対策がとられたのかについて説明願いたい。

以上でございます。

教育課長 それでは、教育委員会よりお答えします。議員からは、項目別にご質問いただいておりますけれども、自宅待機中の対応、対策全般についてまとめて答弁させていただきます。

まず、本町におきましては3月2日の月曜日から春休みまで、及び4月7日火曜日から5月24日までを臨時休業日とし、翌25日を学校再開日としております。議会全員協議会でも説明させていただきましたように、最初の週は慣らし期間として円滑な学校運営ができることを確認の上、本日6月1日より通常授業を始めたところであります。こうした休業対応は当然ながら初めてのことであります。国・県の方針を踏まえつつ、県教委や各校とも密に連携を取りながら、こういった対応が適切でより効果的なもの

か、また教員の過度な負担に繋がらずに済むのか、幾度も検討を重ねてまいりました。

ここでの基準となるのは、文部科学省より発出されました「臨時休業の実施に関するガイドライン」です。この中で「家庭学習」に関しては「学校や児童生徒の実態等に応じ可能な限り、紙の教材やオンライン教材等を活用した学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講ずること」、併せて「家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要」と示されています。

また「その他の指導の工夫」としまして、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行うなどきめ細やかな対応を行うこととされていますが、同時に「教職員の勤務負担が過重にならないこと」も併記されています。

そのほか、「心のケア等」についての記述もあります。これは自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、相談しやすい体制を整えておく」といった配慮も求められているものです。

こうした指針を背景にしまして、各校は児童生徒が顔を合わせることになる「登校日」ではなく「家庭訪問日」を週1回程度設け、担任等の教員が分担して各家庭を回り、学習用ペーパー等教材を届け、また回収するとともに、児童生徒の健康状態や生活状況などの確認・把握を丁寧に行いました。これらはいわゆる3密回避といった制約がある中で行える、現場として最も速やかかつ現実的な対応でした。

これらの家庭学習において、教育委員会は細かい時間割の設定や具体的なスケジュール管理などはお願いしていません。言うまでもなく家庭生活は各ご家庭で営まれるものであります。家庭教育は家庭の役割です。当然それぞれの事情や状況等により中身は異なってまいりますけれども、あくまでも健康管理や体力維持も家庭教育の範疇と考えます。

学校サイドとしては、こうした厳しい状況下に行われるべき家庭学習において、公平かつバランスよく履修できるよう学習支援することを主眼に取り組んできてまいりました。

このガイドラインの前段には、「臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、学習支援のための必要な措置を講ずること」と明記されています。

そうした趣旨を踏まえた対応を進めてきたことをご理解いただければと思います。

全国一律の学校休業には賛否ありましたが、少なくとも本町においては校内に感染者は確認されず、「命を守る」という大命題は遵守することができております。これから向けでも引き続き新しい意識をもって社会活動、社会生活、学校生活を送ることが求められていますので、今後の情勢を注視しながら各学校と連携を密にして対応していきます。以上です。

教育長 回答につきましては、いま課長からおおむね説明をさせましたけれども、補足という意味で私から回答したいと思います。

「家庭教育」と「家庭学習」というのは区分けをした上で、各学校とも適切かつ真摯に取り組んでいただいたというふうにご理解を賜りたいと思います。ご質問では「反省点」や「検証結果」ということについて求められておりますけれども、現場におきましては、ご承知のとおり25日から再開をしまして、慣らし期間として1日おきの登校、それからようやく本日からフル授業が始まったという状況でございまして、各学校は児童生徒が円滑に学校環境に慣れ、通常の学校生活が営まれるかどうか慎重に見極めている段階であり、そのための細心の注意を払いつつ同時に授業の本格的再開作業に追われているところでございまして。

現時点では、今回の休業期間中の一連の対応について検証作業を行う予定はありません。というよりも今の時点で、振り返る余裕がないというのが正直なところでございます。

今後の校長会議等におきまして各学校と情報共有し、今後あるかもしれない第2波第3波に備え、適切に対応していきたいと考えますのでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

11 高森 だいたい私も、いろんな人の話を聞くと町内においては、それほど学習に関しての事例とか困難はなかったと感じております。ただやはり、いきなり教育機関がストップして、私のところは実は3月に言いましたように2月の末くらいから子供が自宅待機ばかりで、学習に対する親のカリキュラム作成能力を問われたようなことがありました。

今回もおそらく親御さんもそのへんでは、夜はなんとか2、3時間の時間があるのでいいと思うんですけど、日中の午前、午後そして夕方までの時間の配分が非常に大変だったと思うんですよ。たとえば、なかには親御さんが仕事をしていて、学童保育している方がいる。そういう方は、学校のあるいはそういう施設の中で管理されながら、なおかつそういう遊び場とかグラウンドとかそういうものを活用できる、非常に恵まれたような状況にあったとも考えられます。したがって、今回はいきなり家庭に全部押し込めちゃって、運動もならん勉強してただひたすら勉強しなさい、あの非行しちゃいかんとそういうふうに関じ込めてしまったような形態がずーっと続いたことが一

番大きい反省点だと思いますが、この辺のことにに関して、子供が朝から晩まで内にずーっという、夏休みは出れるんですが、図書館行ったり昼からはプール行ったり出来るんですけど、今回一切なしといったときに学校の対処法として、何か設楽町独自の対応策をとというのはとれなかったかなと、それに関してはいかがですか。

教育長 町独自の動き方をするというのは、基本的に例えばですね、この地域では感染者がまだ出ていないということも踏まえて、結果的には学校に登校させてもよかったかなと思いますけれど、ご承知のおとり移動制限が基本であります。しかも今回は事前に予告があったわけではなくて、教育委員会も学校も何も準備ができないうちに一斉休校が出たということで、それに従ったということでもありますので、準備ができなかったというのは反省といえれば反省でございます。しかもですね、今回はこんな状況でございましたので、ここの地域だけのことではなく、日本全国あるいは全世界の話題であったということもあって、結局はコロナによって、学校に行かせる、学習をするということではなくて、命を守ることを優先させたということでございますので、そういう意味では閉じ込めたというふうではなくて、仕方なくというか自宅待機が一番命を守るというスタンスではなかったかと思えます。ですので、先ほど言いましたように、それに対する事前に準備ができなかった、プリントを渡すとかそういうことができなかつたのももちろんありますけれども、それに代えて学校訪問でいろんな学習をしてもらうように、プリントの交換したり指導したり、ただですね、家庭訪問と言いましても家の中に入らずに玄関先のわずかな時間でやるなど、それも感染予防でありましたので、極めて難しい状況であったとご理解賜りたいと思います。

11 高森 今教育長が言われたように、非常にいきなり入ってしまったそういう突入状態だったので、現場を指揮する教育委員会は大変な思いをされたと思います。実際問題、その思いも含めて私たち家庭にある人たちが、私たちはいったいどのように子供たちを午前午後学習から健康管理からやっという1日2日の土日のスパンなら楽なんですけど、1週間となるとなかなかモチベーションを維持するのが大変な親の気苦労がずいぶんありました。当然出てくるのが、ゲームの世界に入る、要するに今インターネットリモート学習があるんですけど、あれは待ち画面でしかも「さよなら」とオフになったときに、今度はいきなりゲームの中に入っていき、そういうようなあぶなっかしいツールの仕様でもありますので、それに関して、例えば玄関でいろんなことを対応された先生方で、夜間の不眠とかあるいは健康管理それからゲームに対するちよっと親御さんのそういう心配事とかそういうふうな悩み事はおありじゃなかったですか。

教育長 先ほども申しましたとおり、短い時間の家庭訪問の中で先生方はですね、まず子供たちが学校から気持ちが離れないように繋ぐというコミュニケーションをとるということ、それから、様々な工夫をして例えばボードを使って説明するというようなこともしたり、さらには新1年生は学校に行っていないので学校の椅子を持って行って実際に座らせる、起立、礼の練習をさせるとか色々な工夫をしております。その中で子供の様子、健康状態だとか、先ほど言いましたように学校から気持ちが離れていないかだとか、あるいは親御さんにそういった不安なことはございませんかとか、そういうことも踏まえてやってきました。その度に報告がありますが、今までの中では親御さんからすごく心配だとかいう高らかな声は聴いていないというふうに承っております。以上です。

11 高森 ゲーム関係で一言だけよろしいでしょうか。実は、四国の香川県でゲーム脳になる、そういうふうな非常に恐れがある事例が発生したようで、ゲームの家庭による使用時間制限とかそういう条例をつくったらしいんですよ。別にこの条例は罰則があるもんじゃないんですが、目当てとしてこうして欲しいというふうな。それには条例はスマートフォンを中学3年生は午後9時まで、高校3年生は午後10時までを目安にして使用禁止とか、インターネットゲームは、学校のある日は60分、休みの日は90分までを目安にすると、そういうふうなやめたくてもやめられない依存症を防ぐためのそういう日本初のゲーム対応条例ができたのですが、こういう条例に関して設楽町は何かゲーム問題で、中学生あたりに心配なところがあるんじゃないかと気づきはありませんでしたか。

教育長 先ほども言いましたように、今日から本当に再開されたということで、まだ情報が入ってきておりません。この期間中にそういう問題が発生したかどうかというのは、これから情報を得ていきたいと思います。ただですね、先ほどの条例ですけど、本来子供をもっていた家庭とか個人のことそれに網をかけて規制させるというのは、それだけでいいのかなという気はしますが、ただですね、週30時間以上ゲームをやる子は本当に依存症なんだと、そういう子は治療しないといけないというようなことになっている様です。私のほうでも、先ほど申しましたように、学校でもですね情報モラルだとかスマホの使い方だとかというのを経営案の中に入れてましてですね、時間はそんなに長くないですけども、取り入れてやっているということもあるんですが、基本的に家庭でですね、例えばこういう話があって、ゲームというのは望ましい対策というのは専門家に言わせると無いのだそうです。一番いいのは、やっぱり家庭で、先ほどおっしゃったようにルールをつくって、それが守れるようなことを家庭の中でやっていくのが大切なことじゃないか

などと思います。それから、もう一点はゲームに対してですね、保護者が詳しくないとおそらく制限ができないということがあって、一概に先ほどおっしゃったような条例で網をかけることが必ずしもそれを防げるかということについては、コメントができないと思っています。以上です。

- 11 高森 非常に難しいことです。ゲームに入る瞬間とパソコンを学ぶ瞬間は紙一重だということにきています。やはり、そこで家庭教育において、いかに自分の目的をコントロールするかとその教育力が問われているところだと思います。ですからメディアの教育する前に良いことは良い、悪いことは悪い、きちっとした仕分を、どこかでチェックする、そういうようなチェックポイントが必要かなと思います。それから、今家庭力と言われましたが、国会で体罰はいけないとか家庭の教育の心底まで入るような法律が出来つつあって、家庭力をあまり国自体が信用していないようなところにきています。さっきの新聞にもありましたが、子供にゲームするなという騒ぎ立てて暴れるので、しょうがないそのような家庭の教育の崩壊の現状もかなり散見されます。私事で言えば、去年の暮れに家で受けた中学生のゲーム脳の子も暴れまわりました。私の家で。今の国の法律では取り締まれないような状況になっております。昔の親ならぶんなぐって、もっともその子の親もお兄ちゃんをぶんなぐったらしいですが、それに懲りて、口先だけで言うんだったら、やはりもう暴れる習慣がついた。そのふうな善悪をきちっと教育の現場で確認して、そのツールを、メディアとしてのツールを使う教育を、もう一回心底からしっかりと確認していかないと、メディアというのは心の中に入り込んで、その子の将来をも崩しかねないような、そういうふうなことがありますので、その辺のことを私も心配しております。教育長さん非常にがんばってくださっていますので、私も安心です。幸い暴力事件とか、メディアに関しての悪い評判が設楽町には出ていないことは、心の救いとしています。それを前提に、今度はいよいよ秋までにひょっとして大きな波が来る、その時、突然休校になったときに、メディアコントロールと家庭の教育力をチェックして間違えない家庭教育学習ができるような、目当ては教育長お持ちでしょうか。

教育長 今回の第1波といいますか、一斉休校で学んだことというのはやっぱり、子供にある程度の学習課題をあたえる。それを春休みの3月から4月5月の新しい学習指導要領による教育の課程が出来ない状態であるので、本来そういうところの課題を子供にある程度あたえて、要するにゲームの方にはしらないようにだとか、あるいは暇をもて余して余計なことをしないようなところをある程度、課していくとある程度防げると思うのが一点と、先ほど申しましたようにメディアの方についてはですね、学校でも私どもでも、実

際には子供達が何をやっているのか親御さんですら知らないケースもあるようです。具体的にはわかりませんが、そういうことがありますので、更にいっそう、今回は急になってしまったので出来ませんでしたけれども、これを踏まえて、メディアに関しても親御さんに今度、子供だけではなくて親御さんにも気を付けてくださいということは伝えていくべきかなというふうに思っておりますが、先ほど言いましたとおり、家庭の中のことについては、なかなか学校も教育委員会も踏み込めないというのがありますので、ご理解賜りたいと思います。以上です。

- 11 高森 いろいろ教育長にお尋ねしましたが、町長いかがですか、今回の突然の長期の休校に関して、たまたま実現できなかったのは、校門までソーシャルディスタンスを保って登校して、校門でサーモガンで体温を検温して、それで家庭学習の内容の聞いて帰ると、そんな子供の一日の学校に行く形の、毎日の訓練みたいなそういうふうなことが第2波のときにはある程度想定して、体力維持も兼ねて健康も兼ねて、家庭環境も兼ねる、そういうふうな指導が広くできるような体制に関して町長いかがですか、もうちょっと子供の健康、閉じ込めじゃなくて表に出しながら感染に注意しながら、そういうふうな方策はございませんか。

町長 今回の新型コロナウイルス感染症ということで、これは未曾有の国難ともいえる事態でありました。また現在もこれが続いているとういうような状況でもあります。こうした中で、先ほども答弁を申し上げたのですが、当初は春休みまでというふうに言われていた状況の中で、どこまでこの状況が続くのか判断がつかない、また先が見えない、そんな状況の中で、新年度になってもまだまだこういう状況が、子供たちが学校に出ることができない、そんな状況が続いたということです。やっとなですね、本日から学校へみなさん登校してもらえる状況になったということで、まさに今までの休暇中に子供たちの状況がこれから学校に出てきてもらうことによって、どんな変化がおきるのか、また通常の学校生活ができるのか、少しずつ見守りながら進めていく必要があるかなと、これは先ほど教育長、教育課長が申し上げたとおりだというふうに考えております。

この期間中ですね、保護者や家庭の方、周囲の皆様には本当に大きな負担が、目に見えないところの負担があったのではないかとというふうに察しているところであります。何より児童生徒の皆さんの不安ですとかストレスなどを考えるとですね、こんな状況が二度とあってはならないと、つくづく感じ入るところであります。それぞれの方々がそれぞれの立場や場面で対応して苦慮されたということで。こうして、申し上げた通り、学校が再開したということで、またそれなりの課題が出てくるのかなと考えて

おります。そして、先ほどから言われているように、こうした状況を踏まえて、検証ですとか、またこうした事例を我々が自ら直面したことで、これを経験として、今後の子供たちのために学習環境のより良い方向性を築きあげていかなければいけないと思っています。今御質問していただいたようにですね、子供たちの日頃の健康維持、また、学校内での感染等を未然に防いでいく、その体制として検温をするとか、症状をチェックし、確認をするということはもちろん進めていく必要があると思いますが、これはやはり現場でやっていただく学校の先生方、また家庭から学校に送り出す段階での子供たちの健康状態を今まで以上に意識を高めながら子供を学校に送り出していく、そういったことが、また学校も向かい入れなきゃいかん、そういったことが必要だろうと思っています。こうしたことで、まだまだ時間がかかりますけれども、地道なことを怠らずに進めていく必要があるかなと思っています。

- 11 高森 ありがとうございます。本当にコロナの感染者が出なかったことは、奇跡に近いと思います、その中において己の感染の危険も顧みず現場とそれから家庭を結んでくれた先生方の御努力に感謝を申し上げますとともに、医療関係者が非常に頑張ってください、感染対策としては、万難を排して動いてくれたことを感謝しております。以上、先のことを考えるときはありませんが、とにかく、今回の経験を踏まえて、家庭学習学校それから家庭における健康管理の対策をきちんと確認していくことが、これから家庭力を涵養するための一つの大きな方策だと思いますので、その点ぜひ更なる邁進をお願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次に、3番加藤弘文君の質問を許します。

- 3 加藤 おはようございます。3番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり2つの件について質問します。

まず初めに、この間の感染症拡大の被害に対する対策についてです。戦後最悪の歴史に残る国難の一つとも言われる新型コロナウイルス感染拡大の中、世界でまた、国内で多くの方が犠牲となりました。改めて感染症の犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。また、今も感染症に苦しんでいる患者の皆様にお見舞いを申し上げます。

一方、設楽町では、現在まで感染者が出ておらず、町当局の迅速な感染症対策本部の対応と、それに応えた町民の真摯な自粛生活の堅持の成果と考えます。しかし、こうした非常事態の中で、経済活動、教育活動、医療など、住民生活の危機的な影響は他の自治体と変わりません。これに対し、国・県・市町村では、これまでにない様々な支援・救済対策が実施されて

います。本町においても、改めて補正予算を組み、特別定額給付金事業、事業継続支援助成、生活支援事業を策定していますが、他の自治体の取組を見ると、まだまだ様々な点で、この未曾有の事態から住民を支援する施策が考えられ、今後、追加的なコロナ対策補正予算を組んで対応していくべきではないかと考えます。

㉗ まず、教育現場では、やむをえないことではありますが、3月から休校が続き、戦後経験したことのないほど長期間にわたって教育を受ける権利が奪われる結果となりました。そうした事態に対して、多くの自治体では、図書券の配布、給食費の一定期間の免除、教育費の定額援助など独自の支援策を打ち出しています。設楽町では、今後、こうしたさらなる支援の検討はなされるのでしょうか。また、夏休み中の授業日の設定が予定されていますが、昨年小中学校全教室に導入されたエアコンが十分に活用できるような予算的な措置を検討していますか。さらに、児童生徒の学力保障のための新たなカリキュラムの検討は、どのように行われているのでしょうか。

㉘ 生活支援については、水道料などの公共料金の免除・減額、保険料の免除、納税の猶予などを検討する自治体も見られますが、今後、こうした支援も検討していく予定がありますか。

㉙ 経済活動については、どの産業についても、設楽町では零細であり資本も少ない所が多いことを考えると、事業継続のための大胆な支援が求められます。また、そこで雇用されている町民にとっても、減収を余儀なくされていると同時に、雇用の不安定化も危惧されます。特別な融資支援なども今後検討する必要があると考えますがどうですか。

㉚ 医療体制に関わって、今後秋冬にかけて、新型コロナウイルスの再流行、第2波に加えて、季節性のインフルエンザの流行が危惧されています。そうした時、二つの感染症による発熱外来患者の処置について、医療体制の崩壊を招きかねないと言われます。防ぐことのできる感染症はきちんと防ぐことがより重要となります。昨年度は、設楽町独自の接種無料化がなされているにも関わらず小中学生の接種率は40%と低いものでした。予防接種は、自分のためであるばかりでなく、まわりの人のためであるという意識が高まるよう、季節性インフルエンザ予防接種のこれまでにない強い奨励と、ワクチンの十分な確保が必要であると考えます。設楽町として、こうした今後の感染症対策への準備・計画は考えておられますでしょうか。

㉛ こうした非常事態の中で、どのような問題が町民の中で起こっているのかは、予想が付きません。町として、新型コロナウイルス感染拡大に

よる困り事・心配事を相談できるような専用窓口を設置し、迅速に対応できるような部署を創設してはどうかと考えますが、どうですか。また、この混乱に乗じて、怪しげな団体名でコロナ感染拡大に対する寄付を求める事案なども発生しています。町民の互助支援として、善意での寄付が安心してできる窓口を役場に設置できるとよいと考えますがどうでしょうか。

次に、二つ目の質問に移ります。新型コロナウイルス感染者数は減少していますが、まだまだ予断を許さない現状です。未知の感染症の恐ろしさを痛切に感じた数か月間でありました。こうした非常事態の中で、働き方改革の中でこれまでも話題となっていた、インターネットを使ったテレワーク（在宅勤務）が都市部を中心に急速に広がり、こうした働き方は、今後平常時でも採用されていく可能性が高まってきました。また、3か月近く学校に通えなかった児童生徒学生に対して、インターネットによるオンライン授業の実践が加速し、近隣の豊根中学校でも試行を開始しました。文部科学省も一人一台の学習者用パソコンの実現を前倒しで進めることとなりました。こうしたシステムを整備することは、コロナ収束後も新たな時代の学習環境として重要性を増してきています。

一方、本町をはじめ、北設楽郡内のインターネット環境を担ってきた北設情報ネットワークは、こうしたテレワークやオンライン授業をしっかりと支えるうえで、いくつかの課題・改善点があります。北設情報ネットワーク運営の一角を担う設楽町としての考えを問います。

㊦ 北設情報ネットワークの設楽町内の加入率は、約40%とのことでした。インターネットが使える環境を拡大することは、令和時代を生きていくうえでの必須要件と考えます。しかし、北設情報ネットワークへの加入は、テレビの契約をしている契約者では、66,000円、テレビとインターネットを合わせた新規契約者は、105,600円となっており、都市部のプロバイダー契約に比べ2倍以上の経費が必要であり、驚くほど高い。しかも、北設楽郡内では、他のプロバイダー契約は難しい。新型コロナウイルス感染拡大の中で、高齢者のオンライン見守り、オンライン診療なども緊急の課題となっており、こうした実態の中で、3町村で協議して契約料金を見直したり、また、設楽町としてコロナ緊急対策の一つとして補助金を出したりするなどして、加入率を早急に高める施策を考える必要があるのではないかと考えますが、どうですか。

㊧ 「北設情報ネットワークでは、テレワークは難しい」との声が町民から聞かれました。調査すると、このネットワーク内では、IPアドレスが固定されておらず、通常契約に加えて新たに固定IPアドレスを取得するなどさらに費用が求められ、それに加えて通信速度も遅くテレワークに

は使いにくいのは事実でした。これは、当初の目的が家庭用のインターネットの普及が目的であったためとのことでした。新型コロナ禍の中で、密集する都市部ではなく、家族の過疎地移住への関心が高まっていると聞きます。テレワークがしやすい環境をつくることは、本町の重要課題である移住定住対策を後押しする重要な施策ともいえます。北設情報ネットワークを、旧式な機器を更新したり、他のネットワークとの接続の改善を図るなど、テレワークのできるシステムにしていく努力を早急に促すことが必要と考えますが、町の見解を求めます。

㊦ 本町も、小中学生一人一台パソコン導入を加速される方針と聞いています。前代未聞の3か月に及ぶ休校措置の中で、先進的な市町村ではオンライン授業の試行が進められました。しかし、本町並びに郡内の課題として、児童生徒の全家庭にインターネット環境が整備されていない現状があります。町内の児童生徒の家庭学習環境としてインターネット環境を整えることは、教育の機会均等の視点からも大切な教育課題となっています。従って、前述の北設情報ネットワークへの加入率を高める中で、保護者家庭の加入を特に高めることが必要と考えます。また、オンライン授業が教師への過大な負担なく、平常時でも実践できるための研修や機材の整備などを、一人一台パソコンの導入に合わせて進めていくことも必要と考えます。こうした教育ICT環境を整える施策についての町としての見解を問います。

以上で一回目の質問を終わります。

教育課長 はじめに教育委員会から㊦についてお答えします。まず支援策の検討についてです。町内小中学校はようやく正式な再開に至りましたが、先ほどの質疑の中にありますように、それまでの休業期間中においては児童生徒は十分なカリキュラムを受けることができず、またご家族の皆様にもご負担も余りあるものであったと推察しております。本町としましてもそうした背景は十分に理解するところではありますが、議員の言われる図書券や給食費にかかる支援策等は特に想定しておりません。その分をこれから進めていく情報端末機器整備等に充て、学習内容の更なる充実を目指したいと考えております。

2つ目、エアコンの活用にかかる予算措置についてお答え致します。昨年末、当初予算の策定段階ではまだ、一年を通した年間使用料の実績が出ておりませんでしたので、相応の見込み分も含んだ形で予算措置をしております。ところがこの夏は、8月上旬の2週間を除き授業日として充てるという形になりまして、更なる電気料の増が見込まれる可能性があります。これは利用日数の増もさることながら、いわゆる3密対策として定期的な

室内換気が不可欠となり、冷房効率にも影響するためです。また、空気の循環には扇風機の併用も効果的とされており、その利用分も無視はできません。よって、使用にあたっては体調管理を最優先にしつつも、感染症対策として換気も十分に行うこととしまして、かかる電気料の増加分については状況を見ながら、補正予算等にて対応させていただきたいと考えております。

3つ目、新たなカリキュラムの検討についてです。長期の休業に伴うカリキュラムの補填につきましては、今後見込まれる各科目の必要なコマ数、それから進め方の工夫等を勘案しまして、夏季休暇の見直しを決断するに至ったわけですが、これに加え、更なる学習成果の充実のためには学校行事の進め方も工夫も必要であるとの認識を持っております。安直に行事を中止にすることは、児童生徒さんの学校生活の充実という点でも何とか避けたいところではありますけれども、行事内容の精査、それから準備の仕方の工夫等によりカリキュラムの確保に繋がらないか、バランス感覚をもって各学校と調整させていただきたいと思っております。以上です。

生活課長 私からは支援対策のうち、④の公共料金などの減免等について代表してお答えをさせていただきたいと思っております。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、町税、国保料、水道料金等の納付が困難となった方を対象にした納付相談を4月から現在まで継続して行っております。このことは、町のホームページにも掲載し、皆さんにお知らせをしているところであります。また、加藤議員のご質問の中の納税の猶予につきましては、4月30日の地方税法の改正を受け、5月1日から徴収猶予の特例制度を実施しております。なお、現在まで1名の方がこの制度を利用しております。

保険料につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月7日に閣議決定され、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行う。」とされたことを踏まえ、東三河統一で、国保、介護、後期高齢者の保険料の減免基準が示されましたので、本日6月1日より、この基準に沿って対応をしております。

水道料金につきましては、5月29日現在、県内の25の市町村が基本料金の減免を行っている聞いておりますが、本町では全戸を対象とした一律な減免は行っておりません。しかし、お支払いが困難となった方には納付の猶予や減免のご相談に応じることとしておりますが、本日まで、まだご相談もなく、現時点では一律の減免等は考えておりません。

農業集落排水施設使用料につきましては、町の規則に使用料の減免の項目

はございましたが、納付の猶予についてはございませんでしたので、この4月に規則を改正し、猶予規定を新たに設け、水道料金と同じように相談に応じる体制をとっておりますが、こちらも現時点で相談はございません。

町営住宅使用料につきましても、同様に猶予や減免の相談は、現時点でございません。

最後に、「こうした支援もしていくのか。」というご質問ですが、新型コロナウイルス感染症はまだ収束したわけでもなく、第2波、第3波も想定されていることから、今後の状況を注視するとともに、その都度、適切な対応をとって参りたいと思っております。以上です。

産業課長 続きまして、産業課から㊦の事業継続のための経済対策等についてお答えいたします。先ほど、町長が行政報告をさせていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症のため、事業所支援につきましては、先日全員協議会でお話させていただきました、愛知県、設楽町協力金、設楽町独自の協力金、その対象から漏れた事業者につきましては、すべての事業者に応援金を給付させていただくことにさせていただきました。また、プレミアム商品券の発行を行い、町内の消費喚起を行います。

国の支援としましては、持続化給付金や雇用調整基金など様々な支援対策が始まっているものと、これから新たに計画をされているものがあります。その制度をまず活用していただき、今後町としても考えていきたいと思っております。

続きまして、事業者の方が資金を借りたい場合、以前より小規模企業等振興資金の融資を三菱UFJ銀行、豊川信用金庫、豊田信用金庫に貸し渋りの対策として資金を提供しております。

また、今回の6月補正では新型コロナウイルス感染症のため、融資への利子補給を予算化させていただいておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

保健センター所長 保健センターからは、㊧の感染症対応についてお答えしたいと思えます。

季節性インフルエンザの予防接種については、ワクチンの確保状況を確認し、接種できない人が出ないように調整をしていきたいと思えます。周知については、生後6か月から18歳までの子どもの保護者と、65歳以上の方へ9月下旬に個別通知によりご案内をお送りし、また、広報誌への掲載も行い、啓発をしていきます。

それに加えまして、新型コロナウイルス感染症について、国の専門家会議では「新しい生活様式」を心がけることで、各種の感染症の拡大を防ぐことができる」と提言されていますので、「新しい生活様式」などについてちらし

を作成し、6月の区長便でお届けできるように準備をしていきます。これらの予防のための啓発は、感染状況を見ながら随時適切な情報提供を継続して行います。以上です。

町民課長 ④の相談窓口、それから寄附の窓口についてお答えします。

町として、新型コロナウイルス感染症対策に特化した部署の設置はいたしておりませんし、今後も設置する予定もありません。町民課が窓口となって、総合的に対応します。現在まで、この体制による町民への対応に對しまして、苦情等もありませんし、十分対応できていると認識しております。寄附などの窓口については、これまで個別に各担当のほうへ申し入れ等がありますが、その都度町民課へ報告することとし、町民課で取りまとめ、備蓄、ホームページへの掲載等、対処しております。

他自治体では、寄附を募って基金を積み立てたり、マスクの提供等を呼びかけたりなど、様々な取り組みをされおりますが、寄附はあくまで町民の皆さんの善意に基づくものと考えておりますので、町から呼びかけることは今のところ実施する予定はありません。以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課より、設楽町のインターネット環境整備について、お答えしたいと思います。

まず、⑦の契約料金の見直し、補助金などについて説明させていただきます。説明にあたりまして、いろんな金額が出てきますので、わかりやすく説明するために皆さんのお手元に参考資料としてA4一枚の表を置かせていただいておりますので、そちらを参考にして聞いていただきたいと思います。

新規加入時に加入者が負担する工事負担金は、テレビ視聴とインターネット接続の場合は、税込み:105,600円、テレビ又はインターネットのどちらかの場合は、税込み:66,000円となっております。

また、実際の工事に係る費用は、別添資料の一番左側のとおりとなっております。平日と休日の工事では工事費が異なりますが、テレビ視聴とインターネット接続の場合は、平日の工事費が税込み:178,530円、休日の工事費は税込み:227,040円、テレビ又はインターネットのどちらかに接続の場合は、インターネットのみの接続が、平日の工事費が税込み:165,220円、休日の工事費は税込み:209,770円、テレビのみの接続が、平日の工事費が税込み:138,050円、休日の工事費は174,570円となっております。

工事負担金は消費税の変動以外、10年ほど前の運用開始時より変更ありませんが、実際の工事に係る費用と工事負担金の差額は、北設情報ネットワークの特別会計で負担しております。

更に議員御指摘の加入者の負担を軽減するための措置としましては、差

額の公費負担分をもっと手厚くする事ですとか、工事単価の価格交渉という事になりますが、工事単価については、近年は材料費や労務単価が高騰している傾向にあるため、現実的には難しい状況であります。公費負担に関しては、運用開始時には加入促進のために、期限付で工事負担金を補助する制度を設けておりましたが、開始から10年を経過した今、同じ制度を設けることは、特別補助金を受けられなかった期間に加入した方との公平性に欠けることが懸念されます。

現状では加入者の負担軽減を図るために、表の左から2列目のCの負担金の所ですが、テレビ視聴とインターネット接続の場合は、平日工事費で72,930円、休日工事で121,440円、テレビ又はインターネットのどちらか接続の場合は、インターネットのみの場合が、平日工事で99,220円、休日工事で143,770円、テレビのみの場合は、平日工事で72,050円、休日工事で108,570円を新規加入者に対して公費で補助している事となっております。

利用料金については、加入時に工事費用の負担を手厚く行っていることや、供用開始から10年を経過して、今後は更新工事も控えていることから、利用料金の減額は検討しておりません。参考に、表の下段に今年度の施設更新費のための設楽町の負担額を示しております。設楽町の本年度の負担額は1億8千万円ほどとなっております。今後は、こうした現状の工事費用の負担軽減の制度の継続に努める事で、新規加入者を補助する事で、加入時の負担を軽減して、結果として、加入率の向上につなげていきたいと考えております。

続いて、2つ目の質問、システムの改善などについて説明させていただきます。電子メール、ホームページの閲覧といった一般的な用途でインターネットを利用する場合は、固定IPアドレスは必要ではありません。しかし、ビジネスとして利用する場合は、必要となり、そうした利用の要望、問い合わせは近年増加していると北設広域事務組合より聞いております。そして、過去の北設3町村の事務連絡会議においても、こうした事が議題に上がりまして、需要があれば検討する必要があるととらえております。導入に関しては、利用を希望する数の把握ですとか、機器の追加、設定変更にかかる費用、整備費のメンテナンス費用、固定IPアドレスの利用料金等が新たに発生する事が見込まれております。しかしながら、構成3町村の共通の課題である、雇用の創出や移住定住対策の一助となる事から、検討を進めていく方向で考えております。

検討に当たりましては、IPアドレスを付与できるようにしたり、通信速度を上げる事などは、限られた厳しい予算の中で、多くの費用をつぎ込む

事となりますので、慎重に検討しなければなりません。更に技術の進歩は日進月歩であり、10年先を見据えた対応策が必要であります。そのためには、専門家を取り入れた研究、調査が必要であります、現在総務省が推奨する「地域情報化アドバイザー派遣制度」を利用するなどして、こうした事も検討しながら北設広域事務組合と構成3町村で取り組んで参りたいと考えています。以上です。

教育課長 ⑨についてお答え致します。小中学校児童生徒のご家庭のインターネット環境につきましては、各学校を通じて調査を行った結果、約9.5%、1割弱の児童生徒さんがWi-Fi等の整備がなされていない環境下にあるということが判明しております。各家庭それぞれの事情、考え方、必要性への認識の相違等があると思いますので、「保護者家庭の加入率を高めます」といった方向性は簡単に示すことができませんが、そうした中で公平性を持った対応を行う必要があります。

一方、タブレット端末の運用に関しては昨年度より具体的に始まっており、関連業者による定期的な授業展開や機器の整備確認等を行っております。現場の先生方からは更なる研修の充実を求める声もありますので、今回の1人1台整備に合わせまして、機器類の適正な使用や授業への効果的な活用等についての研修会・講習等を行っていくこととしております。6月補正予算にのせさせていただきますので、よろしくお願い致します。タブレット端末の運用方法も同時に検討しております。現在整備している学校内のアクセスポイントを効果的に活用する授業展開や、場合によってはインターネット環境の際に影響のでない、オフラインでの利用も考慮するなど、単なる機器の導入に留まることのないよう多角的な運用を進めていきたいと考えます。以上です。

3加藤 ありがとうございます。前の方から再質問をしていきたいと思うわけなんです、ちょっと順番くるうかもわかりませんが、エアコンの事について、補正予算をくんででも、という事があるわけですが、くれぐれも、使用制限というふうな形で、学校予算というのは予算で収まるように学校事務職員を中心に行っていくというのが通例になっているので、是非、それを超えてでも、生徒の安全を守るような意識を高めるよう、情報として流していただきたいと思います。

それから、教育的な援助については、今後特に考えていないという事でしたが、設楽町内にも大学生とか専門学校生がいる家庭がたくさんあるかと思えます。多くはアルバイトでなんとか生活を成り立たせていたというふうな事もあるわけですが、町村によってはそうした大学生というか、専門学校生というか、高校を卒業して学んでいる子供たちへの援助を考えて

いる自治体もあるわけですが、それも特に考えていないという事なのか教えてください。

それから、必要な行事を見直していくという形でカリキュラムを検討していくという事ですが、海外派遣事業については最終的な結論がでたのかどうか教えてください。まず、お願いします。

教育課長 はい、エアコンの予算の補正の件です。学校の枠を超えないよう、しぼらないよという事ですが、もちろん、おっしゃるとおりでありまして、先ほどの答弁にもありますように、本当に体調管理を最優先にするところ、命を守る事が最優先ですので、そこを第一として取り組んでいきたいと思ひます。その結果としてでた電気料について、改めて考えるというかたちにしていきたく思ひます。

教育の援助の中で、大学生、専門学校生への援助というかたちですが、今後の課題ということで検討させていただきたいと思ひます。

それからもうひとつ、行事の見直しの中で海外派遣の件がございました。今延期をしている状況であります。秋口に何とか、というかたちではすすめておりますが、かなり海外の状況も日本以上に厳しいところもありまして、なかなか厳しいという認識はあります。そうした中で、学校とかですね、相手方、事業者、業者等、受入先等、改めて調整をしながらですね、最終的な結論を出させていただきたいと思ひます。以上です。

3加藤 はい。検討の方、よろしくお願いします。生活支援について、公共料金当の免除当について、もう既に実施をされている事やら、それから、これからというところもあるわけですが、本町への相談が特にありません、という回答がありました。これは④の事と関連してですが、相談するならどこへ、というふうな事があるのかな、と。結局、「困っているけど」というふうな気軽に相談できるような体制がちゃんとあつて相談がなしなのか、どうなのかという不安があります。「こんなこと相談してもなあ。」とかいうふうな事態がないかどうか危惧しているところでもあります。是非そうした、宣伝じゃないですが、「お困りの事があつたら是非こういうところへ来て下さい。」というふうな事を広報していただけるといいかなということをお思ひます。

それから、経済活動についてお答えをいただきました。もう既にいろんな対策を打っているわけですが、設楽町独自にというとなかなかできないところかとも思ひわけですが、設楽町の産業構造というか、そういうものを考えると、独自のものも必要なのかなとを常々考えています。そうしたお考えは、検討はしていただけるといふふうなご回答だと理解しましたが、是非、検討していただければと思ひます。最初のところのお答えをいただけたらと思ひます。

町民課長 相談窓口の件につきましては、お困りでしたら相談があると思います。いちおう町民課がコロナの対策の事務局ということはもう周知しておりますので、特に職員を集めてですね、専門的な対策室とか、そういう事は、今のところは先ほども申し上げましたが考えておりません。十分今のところ対応出来ておると思っておりますので、お困り事等は、まずは町民課へということをもう一度周知徹底したいと考えております。

3加藤 はい。それではしっかり周知徹底を是非お願いしたいと思います。㊦についてですが、ごめんなさい、㊧についてですが、医療体制に関わって、実は今現在、新型コロナウイルスの流行に伴って900人を死亡者が超えたという残念な知らせがあったわけですが、実は季節性インフルエンザで一昨年3,300の方が亡くなっている。昨年は3,000人以上の方が亡くなっている。新型コロナウイルスを上回る死者数を出している。ただ、ワクチンと薬があるという事で、あまり報道されていませんが、新型コロナウイルスを上回る死者の出ているようなウイルスが、通常のようにあるというふうな実態が実はあって。私が強い奨励という言い方をしたのは、単に広報でペラを配ってどうのというだけでない、私は学校接種ができるように一生懸命努力してほしいというのを3月議会に出したわけですが、できませんという事でした。強い奨励という意味で、通常に加えて行う対策を教えてくださいたいです。

保健センター所長 その効果とか、そういう事についてですね、みなさんにわかりやすいように広報はしていきたいと思っております。が、学校での接種等、その接種方法についての変更は今のところ考えておりません。

3加藤 今お答えいただいたのは、今年行ったものよりも更に強く奨励をしていくという手立てがあったら教えて下さいということで質問しました。再質問の再質問で申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

保健センター所長 すみません、どうも。内容をわかりやすくみなさんに広報していくということで、奨励をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

3加藤 はい、是非小中学生40%なんてことがないように。津具の小中学校は実は接種率80%超えたんです。で、感染者数はゼロでした。今年、季節性インフルエンザの。したがって、強くそこをやっていけば、防げるものであるという実証がなされているかと思っておりますので、是非頑張って理解を求めていただければというふうに思います。

それから、続いて北設情報ネットワークのことについて、資料も準備していただいてありがとうございました。慎重に対応して、テレワークがしやすい環境づくりについて、是非議題に載せて、慎重に対応しながら検討を進めていただけるという回答をいただきました。是非、「北設に住んだら

テレワークできないよ。」と、「そんな所移住定住できないよ。」というふうな声がでないような、取り組みを、予算がかかるのだらうと推察するわけですが、是非とも行っていただきたいというふうに思います。

それから、料金についてなんです、これ休日、平日というのがよくわからないのですが、平日にやってもらったらいんじゃないですか？というふうに単純に私は思ってしまうのですが、ばか高いなというふうに思うのですが。工事の中ではそういうことがあるんだらうなと思いがちです。コロナ緊急対策ということで、特にクローズアップされてきている。昨日の中日新聞のサンデー版にもテレワークについてお話が載っていました。関心が非常に高まっている最中でございますので、これまでの人とのバランスという事はもちろんあるわけですが、より良いものに、より使いやすいものにしていくという努力はしていくべきかと考えます。その辺で、是非改善をしていただければというふうに思います。

それから⑨の、もう時間ありませんので、教育ICT環境の問題ですが、9.5%の家庭にインターネット環境がないというお話でした。家庭のお考えももちろんあるんだらうというふうに、私も推察致しますが、教育を受ける権利が均等でないという状態を解消するための努力というか、こういうものが必要なんですよというふうに説明していくような姿勢は是非示していく必要があるのかな、また、どうしても買えない家にはその援助をするというようなことが必要なのかなというふうに思うわけですが、その辺の御回答をいただけたらと思います。

教育課長 オンライン授業の件でございます。オンライン授業、テレビ、新聞等にはこうした形でやっておられるとよく見まして、状況が整えばやればいいなという思いがあるのは当然でございますが、オンライン授業のハードル、現実で考えるとかなり高いところがあります。環境整備、それから機器の整備といった金銭的なものに直結するものはありますけれども、それ以外にも、小学校低学年のお子さんへの対応、段取りとかですね。機器を与えてどういうふうに自主的にやれるのかというようなところのレクチャーとか整備あります。それから、そういうかたちで授業やるということは、当然その授業を提供する側、学校側、先生方の御負担も多大なものがある。新しい取り組みをするには、かなりの労働力、御負担をおかけることになると思いますが、今は言うまでもなく、再開、通常を取り戻すという状況の中で、学校側、現場、一生懸命やっただいております。そういうところを最優先、大前提にする中では、なかなか簡単にはできないというところがありますので、先ほども申し上げておるような、オンラインではない対応も可能でありますので、まずはそういうところで進めていければということになります。

以上です。

3 加藤 今、新型コロナウイルスに関わるところでのいくつかの質問をさせていただいたわけですが、最後に町長さんから、特に町として私の質問に関わって、改善していこうというふうなお考えがあれば是非お聞きしたいというふう思うわけですが、お願いします。

町長 加藤議員から多岐に渡る御質問をいただきまして、その都度担当課からそれぞれお答えをさせていただいたところです。その中で、とりわけですね、全部お答えをするといいんですが、抽出して申し上げますと、まず、公共料金の減免等についてですが、水道料金ですとか、公共料金、また町民生活の大きな負担となるということであれば減免などを含めて対応を図っていくこともやぶさかではないというふうには考えております。しかし、この背景にはやはりこうした減免などを行う場合には、それなりの財源の確保も必要となってまいりますので、財政状況等を見極める中でこれを考慮したいというふう考えております。

そして、また、インターネット環境の整備についてでありますけれども、今回御質問いただいた、いろんな提案をしていただいた内容はそのとおりでないかなと理解をするところです。しかし、人口の少ないところで、都会と同じサービスを提供するということになりますと、どうしても一人あたりの負担が大きくなってまいります。こうした内容をですね、今の段階で実現化しようとする、やはり、多額の予算を投資することとなります。ま、とても現実にこれを今、都会で通常行われておる状況をそのまま整備しようと思うと、とんでもないお金がかかるということも事実でありまして、こうしたかたちを目指していくために、今後構成3町村で利用の向上に向けて検討していきたいというふうに思います。これは、今回改めて思っておることではなくてですね、従来から実は情報ネットワークシステムを設置したときからその課題はずっとついて回っております。その中から有効的に議論できるものを取り上げて、住民の皆さん方の一番有効性のあるもの、そういったものを考慮に入れながら、これを整備していく。これが必要かなというふうに思っております。インターネットの環境の可能性についてはですね、やはり、今申し上げたように広い視点で考える、そして学校教育という枠も超えてですね、高齢者の見守りですとか、災害対応の機能、そしてネット通販ですとか、選挙での投票など、こうした広く住民全体の利便性や安全性に繋がる様々な可能性を見込むということで。このインターネット環境はまだまだ整備の余地があるというふうにも考えております。今後、この社会情勢、こうしたものに遅れないように、なんとか努力していかなきゃいかんというふうにも考えているところでもあ

ります。以上です。

議長 時間がきましたので。

3加藤 答弁、ありがとうございます。時間がきております。新型コロナウイルスの残した教訓を生かして、是非、言い方悪いかわかりませんが、ピンチをチャンスに変えていくような御努力を更にお願ひして質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩を取りたいと思ひますが御異議ございませぬか。

(「ありませぬ」の声あり)

議長 午前10時55分まで。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に10番田中邦利君の質問を許します。

10田中 「新型コロナ感染症対策の教訓と課題について」質問します。人類は太古以来、天然痘やペスト、そして現在においても毎年繰り返されるインフルエンザ、1981年からのエイズウイルスなど恐ろしい感染症の拡大の危機に見舞われてきました。しかし、今回の新型コロナウイルスのようなパンデミックが、発生してからこれほどのスピードで全世界に拡散することを、人間社会はどれほど想定していたでしょうか。

私たちは新型コロナウイルス感染症の世界的広がりという、いまだかつてない事態に直面し、未知のウイルスによる命の危機とともに経済的生活の危機に巻き込まれようとしています。

コロナ禍に対し、町としても感染拡大を防止して町民の命と健康を守ること、同時に、経済・社会活動の制限で生じた暮らしと事業経営の打撃と苦難を救済することの取り組みに全力をあげてきたところでありますが、緊急事態宣言は解除されたものの、コロナ感染の爆発的な広がり、今後、第2波、第3波と繰り返すことも危惧、指摘されています。これまでの取り組みは、いわば「長丁場」の中の第1波との戦いとも言えますが、そこからの教訓と課題を明らかにしておくことは、一人の患者も廃業者も出さない今後の展望を計るうえでも重要であると考えます。そこで以下のことについて質問するのですが、質問、答弁を通じて、町のコロナ対策の全容が明らかになるように答弁をお願いしたいと思います。

1、暮らしと営業を守る交付金措置などは、規模と分かりやすさとスピードが大事といわれてきました。町は小規模自治体ならではの利を生かし、それらが可能な条件がありました。10万円の定額交付金、県・町と町独自の

休業要請協力金などの交付手続きと進行はスムーズに行われているか、先ほど、町長からその一端が紹介されましたがお尋ねをします。

2、社協で取り扱っている緊急小口資金、総合支援資金、困った人の暮らしを守るために大切な資金であります。申し込み・貸付実績はどうか、そして周知・徹底は十分か、報告をお願いします。

3、収入が著しく減少した人への、町民税、水道料金、住宅家賃、国保・後期高齢者保険料などの延納、納入猶予、減免はどのような方策がとられようとしているか、明らかにしてください。これは先ほど、減免はやぶさかでない、町長が答弁をされております。大いに期待したいと思います。財政を考慮するということではありますが、是非、実現を今後するように努力をお願いします。水道料金等につきましては、相談がないので今のところ減免、あるいは納入猶予、延納は考えていないということのように答弁がありましたけれども、果たして相談がなければ本当に深刻な事態がないかどうかという事はもう少し深く考える必要があります。役場の敷居は高いわけですから、ある意味これは、私ども議員としましても、また役場としましてもですね、町民の暮らしぶり等々をよく観察、あるいはその声をよく聞いてですね、タイミングを誤ることなく実現をしていただきたいと思えます。その点で、減免がやぶさかではないと言われることにつきましては、どのようになった場合に、その条件について、こういう場合にはやっていきたいというふうに基準を作るようお願いをしたいと思います。どうか。

4、中小企業、個人事業主を自粛によって倒産、廃業をさせないための固定費などへの補償、税・社会保険料の減免はどのように行われるか。フリーランスへの固定費への支援はどうか。お聞きします。

5、コロナによる経済的影響を受け、大幅な収入減になった事業者の、事業継続を支える「持続化給付金」は希望・申請が殺到し、町独自の支援策としての持続化給付金の上乗せ制度もつくられました。

①さらに、コロナの影響による収入の大幅減により経営が悪化したり、借入金の返済が困難になっている事業者に対し、町独自の緊急融資制度、制度金融の金利、保証料の補助などの支援策はできないか。先ほどの同僚議員の質問の回答とダブらない範囲で回答をお願いします。

②応援金の対象として、介護施設や農業法人、個人建設業者も含まれるようにするのか。デイサービスの利用減で収入減になっている介護事業所、資材や部品が入らなかつたりして経営が停止状態にある事業者への支援はどうか。

③コロナ休業を求めた指定管理団体の職員給与、収入減収分の補填はあ

るのか。図書館など休館している間の勤務員の報酬はどうか。

④マスク、消毒薬の配布を協力金、応援金から除外された事業主に限定せずに対象範囲をもっと広くすべきではないか。全事業者を対象にすべきではないか。

以上お尋ねします。

6、学校一斉休校の影響にともなう支援策が町から説明されていますが、

①休校措置で仕事を休まざるを得なかった保護者の休業補償、これは会社のほうが支払うわけですが、これへの助成金が出されています。その助成金による休業補償に対して上積みをする考えはないかお尋ねします。

②給食費の返還とともに、給食材料を納入する業者、農家への補填は行われているのか。

③スクールバスの運航休止による運行者の収入減の影響はどの程度か。

④学習の遅れをどう取り戻すのかは大きな課題となっているが、機械的に授業を詰め込めばよいというものではないらしい。未履修を次年度に繰り越すことはあるのか。また、夏休みを短縮し、出校させることになるようですが、その場合、3密の回避と暑さ対策をどのように両立させるのか。具体的にお答えいただきたい。今回のコロナ休校により、従来の夏休みに該当する期間に授業が行われることになるわけですが、猛暑の中での授業は児童生徒に心身ともに大きな苦痛と負荷を与えるのではないかと思います。熱中症により2年前に豊田で小学生の死亡事故がありましたが、過酷な環境の中での授業・その他の活動は、児童生徒を命の危険にさらすことになるのではないかと思います。

7、コロナ終息にむけた「新たな日常」を一日も早くつくりあげていくことが強調されています。

①診療所、福祉・介護施設、学校などへの配布を含めたマスク、消毒薬の備蓄の必要量と目標を設定して、備蓄をすすめる考えはないか。

②役場職員のテレワークはどのように進めようとしているのか。

③コロナ感染に対応する地震、風水害時「避難所」のあり方は、クラスターを生まないように起こりうる事態を想定して研究、具体化しておく必要があると思うがその用意はあるか。

④学校以外の体温検査機の導入は検討するのか。

以上お尋ねします。

8、日本のコロナ感染者は外国のように爆発的な増加にはなっていないが、集中治療室とその稼働のための医師・スタッフ、人工呼吸器・人工心肺装置、PCR検査体制、保健所機能などが諸外国よりも貧弱であることが明らかになり、医療、保健所のあり方が問われることとなっています。

①保健所は行革の名のもと整理縮小されてきたが、コロナ感染がまん延するなかで機能強化が求められているのではないのでしょうか。新城保健所設楽町出張所窓口の拡充をもとめる考えはないか。

②将来的にも医療崩壊が起こらないよう、地域医療の病床を削減する地域医療構想は見直しを要求すべきと思うがどうか。

③コロナ死亡者が町内で発生した場合の対応はどうか。想定マニュアルは持っているのか。

④国保料の滞納による短期保険証は郵送されているか、窓口に来てもらうか、どちらの扱いか。外出禁止になった場合はどうか。

お答えください。

以上、8項目について質問をいたします。

町民課長 それでは、まず、1点目です。特別定額給付金の給付額及び給付率は、先ほどの町長の行政報告のとおりであります。5月15日から給付をスタートし、基本、申請書を受け付けた翌日には口座に振り込むよう毎日作業を進めております。ただし、金曜日受付分につきましては、口座への振り込みが月曜日となります。協力金も含めて作業はスムーズに行っております。定額給付金のほうですが、6月の中旬までには一度未申請者のリストを作成しまして、個別に申請を呼び掛ける予定です。で、特に高齢者とか一人暮らしの方々につきましては、社協のヘルパーさん、それからケアマネさん、それから民生委員さんに協力をお願いして申請の呼びかけを行う予定であります。協力金の関係につきましては、先ほど町長、産業課長のほうが答弁したとおりで、先ほども申し上げましたが、作業はスムーズに進んでおるものと思っております。

2番目の窓口の小口資金の関係です。社協の実績によりますと、緊急小口資金のうち、従来の制度である10万円のものが1件、それから今回新たに要件付きで制度化されました特例20万円、これが2件決定されたとのこと。さらにこの特例20万円について、現在1件申請中となっているとのこと。総合支援資金につきましては、申請が今のところない状況です。周知・徹底につきましては、国・県により各種メディアを通して周知・徹底が図られており、これらによって社協へ申請があったものと認識しております。

生活課長 それでは、私からは公共料金などの徴収猶予や減免についてということで、これにつきましては、先ほどの加藤議員からのご質問の回答と同じでありますのでよろしく願いいたします。また、減免をする場合の基準についてということですが、特にこうなったら一律に減免するという基準は設けておりません。設楽町は高齢者の方が多くて、年金などの生

活者が多くて、皆さんコロナの関係で一律に大きく収入が減っているかとなかなかつかみづらいところがありまして、一律にはなかなか考えられないと思っているんですけども、個々に対しましては、それぞれの個々の状況をよくお聞きした上で、減免の対応をとっていきたいと考えております。やはり収入につきましても、例えば一千万円の方が半額になった場合と、二、三百万円の方が半額になった場合では、生活の状況がだいぶ違うかと思いますので、その辺はよく状況等をお聞きして、柔軟に対応していきたいということで。はっきりこうなったら減免します、ここからは減免しませんといった堅い基準は設けずに、よくみなさんのお話をお聞きして対応していきたいと思っております。以上です。

町民課長 国保・介護・後期の保険料につきましては、先ほど生活課長のほうから、東三河統一でという話がありまして、これにつきましては、国の方からの通知、指針に基づきまして、おおむね前年に比べて事業収入が10分の3以上減少したものに対して減免を行うというふうに規定、基準があります。それから、例えば、ウイルスに感染して世帯主が死亡した場合だとか、重篤な傷病を負った場合は全額免除といったような規定が国の規定に基づいて設定されております。

産業課長 続きまして産業課から御質問の4から5につきまして、回答をさせていただきます。

4の固定経費の補償につきましては、国が家賃を補償する制度の支援策、社会保険につきましては、納付猶予の支援策を打ち出しております。フリーランスの方を含めまして、町では、国や県の今後の動向も見ながら支援策を考えていきたいと思っております。

続いて、5の①について、お答えさせていただきます。先ほど加藤議員の時にお話させていただきましたとおり、利子補給をさせていただく事と、今後、保証料等も検討はしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

②につきまして回答をさせていただきます。応援金の対象につきましては、先ほど言いましたとおり、全ての事業者を対象としましたので、よろしく願い致します。

③の指定管理団体の支援につきまして、給与のことで回答させていただきます。指定団体の給与に関しましては、原契約の中に盛り込んであります。また、減収分につきましては今後協議をしながら対応していきたいと思っております。

④ですが、応援金のマスク、消毒薬の配布、協力金、応援対象から除外された事業者へ限定せず、というところになりましたが、応援金を全ての

対象者といたしましたので、基本的には応援金を使っていただいて、購入対応をしていただきたいと思います。が、不足する場合や、不特定多数の方が訪れる事業所に対しては、配布をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

町民課長 5②の介護施設、デイサービスの関係についてです。デイサービスは、通常通りの営業のため、収入減となっている事業所はございません。利用者さんについても、緊急事態宣言下での影響は特になかったと聞いております。施設に対しましては、ご家庭でマスクを調達することができない方へのサージカルマスクの提供や、国・県が無償で高齢者施設に提供する手指消毒用のアルコールの斡旋を行いました。

教育課長 教育委員会のほうから、5③の後段の図書館の件について、お答えさせていただきます。図書館については、休業期間中においても書籍整理や細かい所の清掃、データ管理等の関連作業、事務作業等を行いまして、必要に応じ一定の日数の勤務をお願いしております。通常営業時に比べれば日数減とはなりますけれども、各人の勤務日数・勤務時間に基づき算定の上、お支払いすることとしております。以上です。

町民課長 6の学校一斉休校の影響に伴う支援の①です。小学校休業等対応支援金のうち、個人で仕事をする方向けで、就業できなかった1日当たり定額4,100円につきまして、これまで1件の相談がありました。厚生労働省が設置しますコールセンターへの相談を助言しました。その後、この方がどうなったかについては把握してはおりません。相談もこのような状況であるため、今のところ上積み助成は考えておりません。

教育課長 6②から④までについてお答えさせていただきます。

6②についてです。給食費については、提供実績に基づいて算出し、その上で保護者に請求しますので、給食費の返還は生じません。給食材料納入業者に対しましては、町内事業者等を対象とする支援金等で対応しております。食材自体に関しては、発注キャンセル可能の食材はキャンセルし、できなかった食材は納入していただき、支払いを行っております。食材を農家から直接仕入れることは、基本的に地産地消の取組時以外ではほとんどなく、今回も該当はありませんでした。よって、それぞれ金銭的な滞りはないという認識でおります。

③についてです。スクールバスは運行休止により減便が発生しましたが、契約ではバス運行にかかる車両管理なども含めた、一連の運行管理業務全般が対象となっております。その点では減額は想定しておりません。ただし、昨年度執行分3月の休校の措置の折には、相手方の事業者と協議のうえ、使用されなかった燃料代相当分を減額をしております。今回もそう

した先例を踏まえながら事業者と調整し、対応していきたいと思います。一方、学校行事や部活動等にかかる臨時運行便につきましては、運行便数の実績に応じて算出しますので、相応の減額が生じることになります。年間を通した実績として整理させていただきたいと思います。

このように各対応について「補償」という考え方は生じませんが、一連の判断について、業者側とは認識を共通することができております。

④についてです。このことについては、加藤議員の質問でお答えしたとおりとさせていただきます。以上です。

町民課長 7の質問についてです。

まず、①現在の備蓄数量は、マスクがサージカル・布併せて約8,000枚、アルコール消毒薬が20L、その他ゴーグル、使い捨て防護服、使い捨てゴム手袋、それぞれ50セットほどあります。発注済みのものを含めると、マスクは約12,000枚、消毒用アルコールは170Lほどに達します。備蓄の必要量は、災害等も含めまして考えないといけませんが、第2波、第3波を想定すると、今のところ見当がついておりません。目標については、ウイルス等感染症や自然災害に備え、町民の予防生活や避難生活に十分耐えうるものでなければならないと考えますので、防災計画も踏まえうえで検討・設定します。社会福祉施設、教育施設等の状況は定期的に調査していますし、人工透析などで町外の医療機関に定期的に通院している方々についても、ケアマネを通じて状況把握しておりますので、これらの状況も踏まえまして、十分に援助できるような備蓄を図ってまいります。

総務課長 総務課から7②テレワークについて、お答えいたします。テレワークにつきましては、環境の構築方法と費用について、現在業者と相談を進めているところであります。職員が、自宅や出先でメールをチェックしたり、業務データを参照して、資料編集が可能であり、しかも情報漏洩が起こらない環境の構築について現在可能性を検討しております。ただし、住民情報を扱うシステムについては、個人情報保護の観点から、庁舎内でもネットワークを分離しているということもありまして、テレワークの対象とは考えておりません。一方、全国の市町村でのテレワークの導入実績、これ雑誌ででていた数字なんですけど、2.6%という数字がありました。紙とハンコの事務が根付いている行政へのテレワークの導入には、ハードルが高い部分がありますけれど、費用と効果をみて、できるところから導入を進めたいと考えております。

次に7③避難所についてであります。先日、5月21日の区長便で、避難情報(警戒レベル)を示したチラシを全戸配布させていただきました。その中に、以前と比べて次の内容を追記しております。

一つは、避難所に多くの人が集中しないように、親族、知人宅などへ避難するなど、分散型避難の協力をお願いします。

もう一つ、避難所で密集しないように、個人スペースを広く確保するように努めるとともに、部屋が複数あれば分散利用をお願いします。という記入をつけました。

このようにチラシで町民に周知をするほか、役場としても感染防止の目的で、段ボール間仕切りの活用や、マスク、消毒液、体温計の準備を進めて行きたいと考えております。

国におきましても、避難所におけるコロナウイルス対策について、自治体に対する助言やガイドラインの通知を今後予定しているというようなこともありますので、これらを踏まえまして対策を進めていきたいと考えています。以上です。

町民課長 7④についてです。非接触型の体温計は、先般、専決補正で小中学校用に各1器ずつで7器、措置しております。それ以外に名倉保育園の体温計が故障しておりますので、この代替分として1器、それから介護予防団体の活動時に貸出しの要望がございましたので、貸出し用として、本町備え置き2器、それから支所備え置き1器を予定しています。それからあとは、これから始まりますプール用として2器、それら含めて10器を発注し、近日中に入荷の予定になっております。

次に8医療、保健所関係です。

①この地域の帰国者・接触者相談センターは、新城保健所となっております。管轄区域においては今のところ十分その責任を果たしているものと認識しております。ということで、出張所の拡充というより、市町村と新城保健所の連携をさらに強化していきたいと考えております。

②地域医療構想の見直しについては、今後、新型コロナウイルス感染症対策を含め、計画の見直しがされると思っておりますので、その内容を確認したいと思います。

③新城保健所の指示により対応することになります。マニュアルは、設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しておりますので、これを準用することでマニュアルに位置付けます。

④滞納保険料の一部の入金が確認できれば、郵送、窓口どちらでも受け取ることが可能です。外出禁止の場合も同様です。以上です。

10 田中 それぞれ、多岐にわたって質問しましたが、真剣にいろいろ考えておっていただくということがわかりました。引き続きですね、コロナ対策には真剣な追求をお願いしたいと思います。

1点だけ申し上げたいんですが、夏休みの出校ですね、これはですね、も

う少し真剣に受け止めてもらって、犠牲者はだしちやいかんというふう
思うんですね。すごい暑い中で登校して、それで授業して、クーラーは効
かすけど、窓を開けなきゃいけない、どうするんです。熱中症が発症して
もおかしくないような環境に多分なっていくんだらうというふうと思うん
ですね。そういう時に、そういう事を真剣に考えて、今からそうしないた
めに対応をどうするかというのを研究していただきたい。研究する必要が
あると思います。是非それをお願いしまして、質問を終わります。以上で
す。

議長 これにて田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に4番今泉吉人君の質問を許します。

4今泉 4番今泉です。よろしく申し上げます。ただ今、議長のお許しをいた
だきましたので、通告に基づいて一般質問を致します。

新型コロナウイルス第2波、第3波の発生に伴う、水際対策などつ
いて町の施策を質問したいと思っております。

初めに、新型コロナウイルスに感染し、お亡くなりになりました皆
さん、並びに、現在も闘病中の皆さんに対し、お悔やみとお見舞いを申し
上げます。依然として世界各国において新型コロナウイルスがまん延し、
日常生活を脅かしている今日この頃ですが、私は今回このテーマで質問
し、設楽町の水際対策などを質問したいと思っておりますので、宜しくお願
い致します。

さて、コロナウイルスの発症は、国外、中国を起点に、その感染力は
日増しに増え続けており、死者も多数増えています。国内でも死者、重
症患者が増えつつあります。これらの影響で、今や世界経済も不安を隠
しきれませんし、大変なことになっています。5月31日現在、新型コ
ロナウイルスの感染者は、世界全体で607万9,614名、死者36万9,529
名、国内では、感染者1万7,579名、死者911名です。愛知県では、感
染者505名、死者34名になっています。これは、昨年、流行ったサー
ズ、肺炎ですね、の死者を大幅に上回っています。日本国への感染ルー
トは、豪華客船クルーズ船、空路などが第一原因と言われていますが、
これら水際作戦を試みても、感染から発症までの期間が長いことで難し
くなっています。また、濃厚接触者が一番危険であることも、報道機関
の情報からわかっていますが、いまや感染ルートも不明であることも報
道されています。その感染潜伏期間は、1日～14日間あり、自己が感染
しているのか、感染していないのか判断がつけられない状況で、エアロ
ゾル感染も疑われます。住民は、毎日神経病みに陥っていることも確か

です。特に、高齢者、基礎疾患がある人は、大変危険なウイルスとも言えるでしょう。今のところ、ここ、設楽町、東栄町、豊根村管内には、感染者が現れていないようですが、何時何処で感染するかも知れません。それは、若い10代から30代の方が感染しても、症状が出ない無症状の若い人がいるかも知れません。このような若い世代のクラスター感染等により、潜在的に感染が、露見することも考えられます。国の方針で3密、不要不急の外出を控えるなど国民への予防策を報じていますが、その通り守れるとは考えにくいと思います。設楽町にあっても、町民へのメッセージの発信、小中学校の休校、イベント集会などを自重するように広報していますが、このウイルスの終息は、未だに見えませんと報じられています。国は、5月14日に39県の緊急事態宣言の一部を解除し、現在は全て解除されましたが、その解放感から再び、第2波、第3波の感染が懸念されます。国外では、韓国、日本では北海道、北九州市などが第2波のクラスターとも思える感染が発生しています。愛知県は独自で5月31日まで緊急事態宣言を継続すると大村知事が申し、県民に注意を促していました。その後、5月26日に愛知県独自の緊急事態宣言も解除しました。今後の対策は、新しい生活様式に変えなければなりません。予防策では、マスクの着用と手洗い、うがいなどの基本を重視し、人と人との間隔の励行と、密閉・密集・密接を避ける、並びに不要不急の外出を控えるなども言われていますが、どれだけ国民が守ってくれるのか心配します。マスク、アルコール消毒にあつては、徐々にドラッグストア、薬局、コンビニなどの店頭にあるようになりましたが、再び、第2波、第3波が発生するとなくなることが懸念されます。そこで、これらの事を鑑み、設楽町は、これからの水際対策並びに予防について、町は、どのように取り組んでいかれるのか、下記のとおり、次の質問をしたいと思います。

1 新型コロナウイルス第2波、第3波にかからないようにするための予防策を町民に対して、どのように広報、指示するのか町の方針をお聞きしたい。

2 未就学児童は、予防のためのマスクの着用、手洗い、うがいなどは難しいと思われませんが、保護者にどのように享受し、その対策をお聞きしたい。

3 濃厚接触、クラスター感染などと言われていますが、もし、発症すると医療機関も崩壊しかねません。町は、町民に対し、どのように指導するのかお聞きしたい。

4 感染ルートが不明で、発熱、倦怠感、息苦しい症状が出た場合、

並びに基礎疾患のある町民やお年寄りの方に、どのように対処するのかお聞きしたい。

5 中国など外国に渡航歴がなくても、感染が疑われる症状が出た場合、かかりつけの医者、それとも保健所か、何処に相談すればよいかお聞きしたい。

6 教育委員会にお尋ねします。小中学校などは、休校した学習の遅れが危ぶまれていると思われませんが、補習授業をどのように考え、学校側に指導するかお聞きしたい。

7 今後、各種イベント、集会、行事など計画されるが、どのような対応策を伝授するのかお聞きしたい。

8 この時期、町民が、もし、感染の疑いで、PCR検査の相談があった場合、保健所か、それともかかりつけの医者か、どのように町は対処するのかお聞きしたい。

9 公共交通機関、事業所、福祉移送サービスなどに、どのように対策を講ずるかお聞きしたい。

10 新型コロナウイルスの新薬（ワクチン）が完成したならば、インフルエンザのように、町からの補助金などで考えているかお聞きしたい。

11 最後に、町長にお尋ねします。いまのところ、町内は新型コロナウイルスの発生はないが、今後、第2波、第3波の新型コロナウイルス感染が危惧されると思われるが、町長は、これらの予防対策について、町民へのメッセージをお願いしたいと思います。細かいですが、ひとつひとつの回答を答弁をお願いしたいと思います。以上で終わります。

町民課長 はい、それでは一番目の質問です。対策、予防策をどのように広報、指示するのかですが、国の基本的対処方針、それから、専門家委員会からの提言、県の感染拡大予防対策指針を基本としまして、広報無線、ホームページ、回覧などによりお伝えします。それから、先ほど保健センターの所長から申し上げましたが、3回目のチラシを現在準備しておる最中であり

ます。

次に2番目です。未就学児童の保護者の方への周知なんです、保健センターでの母子事業で感染予防をお願いしていきます。子育て世代包括支援センターともよく連携しまして、対応したいと考えております。

3番目、濃厚接触やクラスター感染についてですが、これもこれまでどおり、広報無線やホームページ、回覧などでお伝えしていきます。

4番目、基礎疾患のある方や高齢者に対しての話ですが、相談がありましたら、新城保健所内の帰国者接触者相談センターへ相談していただくか、かかりつけの医師にまずは電話で相談していただくよう、お話したいと思

っております。

つぎ、5番目です。渡航歴がなく感染が疑われた場合の関係ですが、これも同じく、新城保健所内帰国者接触者相談センターへ相談するか、かかりつけの医師にまずは電話相談していただくこととなります。

教育課長 教育委員会から6番目の質問についてお答えさせていただきます。

このことについては、先に加藤議員の質問でお答えしたとおりということで、よろしくお願い致します。以上です。

町民課長 7番目です。各種、イベント、集会、行事などの対応策ですが、緊急事態宣言が再び発出されましたら、自粛をお願い致しますし、解かれた状態であれば、基本的対処方針に沿った感染予防対策を十分に講じたうえでの開催をお願いすることとなります。それから、先般5月29日に第8回目の対策本部会議を開催したわけなんですけど、その中で、このことにつきまして、検討して近日中には開催の基準、公共施設の使用の基準等を公表したいと考えております。

8番目、PCR検査の相談の関係ですが、これも先ほど申し上げたとおり、新城保健所内帰国者接触者相談センターへ相談するか、かかりつけの医師にまずは電話相談するようお話しすることとなります。

9番目、公共交通機関等の関係です。現在、町営バスでは、新型コロナウイルスの感染予防のため「ドアの開閉による、外気との入れ替え」それから「乗務員のマスク着用、出勤前の検温」「乗務員席と客席のビニールシートによる隔離」等の対策をとっており、また、お客様にも密接とならないように間をあけて座っていただくようお願いをしております。今後も、当分の間は、現在の対策を行っていきたいと思っております。

事業所につきましては、愛知県の休業要請や自粛要請の対象に該当している場合は、その方針に沿った対応を取ることとし、該当しない事業所については、国の基本的対処方針に沿った行動を取っていただくようお願いすることとなります。

福祉移送サービスにつきましては、シルバー人材センターから町外への対応について、当面は自粛したい旨申し入れがありましたので、既に予約が入っている場合に限って、地元タクシーに代替をお願い致しました。

町外医療機関への受診等につきまして、処方通常より多く出していたりなどして、外出の必要をできる限り減らす工夫をお願いすることとします。

豊鉄バスでは、乗務員のマスク着用、運転席と運賃箱の間にビニールシートを張り、運転手と利用者の飛沫拡散、感染を防止する対策と共に、一部の座席の利用制限を設けるなどの対策を講じております。

次、10番目、ワクチンの関係です。開発されていない現在は、状態です

し、接種費用とか保険適用も、まだないがゆえにわからない状況であります
が、設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、もしワクチン
ができましたら、住民接種を行うこととなりますので、こうなった場合は、
国・県、町の費用負担で実施することとなります。

町長 それでは、わたくしからは、町民の皆様方へのメッセージという事で申
し上げます。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除となり、現在は一応
収まる傾向にはあるものの、今後解除されたことにより、断続的に新規感染
者が発生することが懸念され、感染症のリスクは依然として社会生活の場に
存在をしております。したがって、今後も引き続き感染拡大を防止していく
ことが必要です。このため、町民の皆さんには、密室・密閉・密接のこの3
密を避けて、マスクの着用、手洗いの実施など、「新しい生活様式」の实践
をそれぞれの立場で、あらゆるリスクに備えて、徹底した感染予防対策の実
施をお願いをしていくということで。このことは町ホームページ、また、広
報無線等で周知をしていきたいというふうに思っております。以上です。

4 今泉 ありがとうございます。一つ、教育委員会の方をお願いしたいので
すが、ちょっとお聞きしたいのですが、これで小学校・中学校、今日からで
すね、学校始まったのですが、今までの学業の遅れ、これが夏休み、だいた
い7月何日から8月31日まであります。あと、土曜閉庁になって土曜日も
休みになっておりますが、こういうものを考慮して学習のほうに回せるよう
な事を考えておりますか。

教育課長 夏休みにつきましては、先ほど答弁もさせていただいておりますけ
れども、2週間程度の休みは確保させていただきますけれども、それ以外は
授業日として設定をしております。その授業日の中身については、どれくら
いのボリュームをもたせるか、暑いという時期もありますし、どれくらい負
担をかけない形でやれるかというのは、今後校長会等もありますので、細か
く調整していきますけれども、まずは、活用の仕方としてはそういう形を考
えております。土曜日については、できるだけ休みと授業のバランスをとって
やりたいと思いますが、そういうところも含めて調整させていただきたいと
思っております。以上です。

4 今泉 ありがとうございます。続いて、新型コロナウイルスは、飛沫感染、
エアロゾル感染、三密感染などがあるが、設楽町にあっては、町民に対
し、本町から予防面など広報が行き届いているのか知れませんが、発生
はしていませんね。今後は、新型コロナウイルスの変異に伴い、第2波
が押し寄せるかも知れません。感染ルートの中でも、公衆トイレ、コン
ビニなどを利用するにあたり、靴底にもウイルスが付着することがある

ようです。そのウイルスは、約1週間位は死滅しない報道も聞いたことがあります。町は、町内の公衆トイレ、コンビニなどに対して、どのような予防策を講ずるのかお聞きしたい。また、今後、夏風邪などが増えると思いますが、コロナウイルスと一般風邪の見分け方をどのようにするのかお聞きしたいです。

町民課長 靴の底からの感染源というお話は聞いております。で、実際先月つぐ診療所のほうからそういうお話があって、診療所のほうでは、靴をカバーするビニール袋のようなものを購入したいということで、コロナ対策費のほうでそのビニールカバーを購入したところでありまして。で、公衆トイレの関係については、今のところ対応策を、申し訳ないのですが、考えておりませんでしたので、ただ今の御意見を参考にですね、消毒液も今後随時そろってまいりますので、町が保有する公衆トイレのほうについて対応していきたいと思っております。

保健センター長 夏風邪との区別についてですけれども、特に区別が個人でわかるような状態ではないかと思っておりますので、わからない場合はですね、かかりつけの先生にまずは電話で相談をしていただいて、受診のほうをしていただくか、あとは、保健所の接触者相談センターのほうでも受付をしてくださいますので、そちらのほうに電話をしていただいてもいいかと思っております。

4 今泉 はい、ありがとうございます。続いてお願いします。コロナウイルス感染症拡大防止のために、町内事業者などが安心して事業を継続していただくために、町から消毒用のアルコール、77度・66度を配布すると言っていましたが、67度前後から危険物に該当する場合があるが、配布するアルコール消毒液は、容器の落下など衝撃、手、服に付着した場合、そのまま放置せず洗うか拭き取らなければならないと聞いていますが、安全性はあるのかお聞きしたいです。

町民課長 はい、そこらへんに関しましては、十分に検査とか行われて一般に使えるようなものを購入しておりますので、そういった危険になるような特別なものを事業所だとか個人とかに配布することは一切考えておりません。

4 今泉 はい、ありがとうございます。それでは、最後に財政課長におたずねします。新型コロナウイルスの関係で、町民への10万円の給付金、並びに事業者、飲食店、理髪業などなどの休業協力金が交付されるが、これは所得の収入になるのか。収入になれば当然、年度末の確定申告に該当すると思うが、その見解をお聞きしたい。また、給付金の辞退者への控除は考えているのかお聞きしたいです。以上です。

財政課長 基本的には収入にはなりませんので、課税対象とはならないと考えております。以上です。

4 今泉 はい。それではこれで質問を終わります。

議長 これでは今泉吉人君の質問が終わりました。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは午後1時までを休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に6番金田文子君の質問を許します。

6 金田(文) コロナ騒ぎで一般質問を割愛した議会もあると聞きますが、質問の機会が確保されて嬉しいことです。まず、感謝と敬意を表したいと思います。

幸い、今日まで設楽町には感染者が出ていません。普段以上に緊張して感染拡大防止に配慮し、対処してくださっている医療、介護、保育、教育現場の皆様方、自粛要請を受け入れて営業活動を縮小してこられた飲食店はじめ各種事業者の皆様、そして外出自粛や3密回避、マスク・手洗いなど感染予防の行動をとっておられる町民の皆様、さらに、目まぐるしく変わる国・県の対応に準じて施策を講じてくださっている町の職員の皆様に、敬意を表します。ありがとうございます。

さて、質問に入ります。5月18日の全員協議会において、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言、そしてその後の一部解除に伴う設楽町の対応について、命と暮らしを守る両面から説明がありました。これを踏まえて10項目の質問を通告しております。

設楽町は、もともとウィルス感染症に対する医療体制は脆弱な地域であり、しかも、感染をすれば重症化のリスクが高いと言われる高齢者が人口の半分を占める社会でもあります。そのため、感染拡大がたいそう心配されました。今後も感染が再拡大する「第2波」へ備え、気を抜くことはできません。

通告に添付した資料のように、人との間隔保持など「新しい生活様式」の実践例が内閣から示されています。また、検査体制強化の方向も語られるようになっていきます。設楽町の特性も踏まえた「新しい生活様式」の啓発、要請も必要になることだろうと考えられます。

そこで、

1 町長は町民に、今後の「新しい生活様式」についてどのようなメ

ッセージを届けたいと考えておられるのかお聞きします。

2 感染リスクを自覚しておられる町民の方から「もし感染したらどうなるのか」という声があります。正確な情報がないと不安につながりますので、設楽町の検査体制、隔離体制はどのように連携されているのかをお聞きします。新城保健所へ相談の電話をかける、そのサポートについて伺います。

3 感染への恐怖などから、いわゆる「自粛警察」や差別的言動が社会問題化しています。このような不寛容な社会の予防策はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

4 梅雨、台風の時期を迎え、豪雨・土砂災害などが懸念されます。避難準備、避難勧告、避難指示などの避難情報を発出する事態が起こるかもしれません。避難所の感染予防対策はどのようにしますか。

国・県の支援策である10万円の特別定額給付金や経済活動自粛への協力金の支給に加え、町独自施策で医療・介護現場への物資支給や協力金の上乗せなどが実施されています。財政状況が厳しいなか、脱コロナに向けた地方創生臨時交付金の活用で賄えるだろうとの予測に安堵したところであります。本日、金曜日の対策会議の議事録が議員に配られていましたが、そこに実際今やっていることが記録されておりました。臨時交付金の上乗せについても書かれてありました。今後もコロナウィルスとの共生、Withコロナの「新しい生活様式」や経済対策についても、本町の特性に応じた施策と財政的な準備も必要だろうと考えられます。

5 特別定額給付金の交付実績はどうですか。

6 協力金の種類と交付実績はどのようですか。

7 「第2波・第3波」対策に向けた準備と財政需要の予測はどのようにしていますか。

続いて、教育分野では、GIGAスクール構想の実現計画の前倒しで、学習者用端末を児童生徒に各1台整備できる時期が早まるとの報告がありました。感染拡大防止のため、リモート（遠隔）やオンライン（情報通信ネットワーク）で遅滞なく授業や会議・仕事などができる仕組みが暮らしの中に実現するイメージが一気に広がっています。私は、かねてから情報通信環境整備を訴えてきました。それは過疎や都会から遠いことが不利な条件でなくなるからです。まずは地域の宝である子どもたちの教育現場からと訴えてきたので、コロナ禍を福に転じる好機ととらえています。

8 オンライン学習環境を準備できない家庭数はどれほどありますか。

9 一人一台の学習者用端末を、より安価に導入するのは、県レベル

での共同調達ですか。整備の用途はいつごろになりますか。

政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2次補正で拡充する閣議決定をし、来週末には国会も通過する見込みです。経済活動再拡大に向けた基本的な考えを示す方針も明らかにしました。

一方、感染拡大を受けて実施している入国制限の緩和に関しては、海外はまだ感染が拡大しており、緩和の判断は保留されています。本町でも展開される予定の2020世界ラリー選手権の実施が危ぶれるところです。

10 設楽町の、WRC延期又は中止に対する対応方針はどのようなか、お聞きします。

本日は新型コロナ関連の質問が集中しており、私の質問10項目への答弁は多く重なりが生じています。同じ内容の答弁になるところは、どこで答えてきたか明らかにしていただき、重複答弁を割愛してください。以上、一回目の質問を終わります。

町民課長 それでは、1点目の「新しい生活様式」です。既に皆さん、緊急事態宣言下において、「新しい生活様式」を経験されています。各種メディアによる呼びかけも頻繁に行われています。皆さんお一人お一人が身を持って体験されたことが、いわゆる「新しい生活様式」の始まりとなっております。先ほどもお話しましたが、保健センターのほうで、チラシの第3弾として、「新しい生活様式」を取り上げ、各戸配布に向け、現在作成中であります。

次、2番目、検査態勢、隔離体制の関係ですが、まず、初動、最初の動きといたしましては、新城保健所と町内医療機関と連携を図っていくのが一番だと思っております。指定検査機関は東三河北部医療圏内で対処することとなりますので、おそらく新城市市民病院が中心になるかと思えます。隔離体制につきましては、そういった施設はございませんので、愛知県が確保する指定施設に協力を求めることとなります。

次、3番目、差別的言語等の社会問題化の関係ですが、誤解や偏見に基づく差別行為等はあってはならないことです。防止対策について、基本的な対処方針に沿って、町民に対して広く呼びかけてまいります。

総務課長 4番目の避難所について総務課からお答えいたします。避難所の感染予防対策については、田中議員の質問でお答えしたとおりであります。引き続き、検討を進めてまいります。以上です。

町民課長 5番目の定額給付金の事につきましても、先ほど、田中議員の質問でお答えしているとおりであります。

産業課長 6番目の協力金の種類と交付実績につきましては、先ほど町長から行政報告をさせていただいたとおりでございます。6割の方が申請されて

おります。給付もさせていただいております。あと、理美容の休業の協力金につきましては、17件ありますが、本日も受付をされた方がいらっしゃいます。以上です。

町民課長 7番目の財政需要の関係です。新型コロナウイルス感染症対策全般に渡る町単独分、それから補助裏分につきましては、国の地方創生臨時交付金を基本的に財源と致します。第1波による影響はある程度把握し、予算化した訳ですが、第2波、第3波が現実となった場合、どのような方々に、どの程度の影響が発生するのか現状では推計が困難です。この場合でも、必要な施策に対して地方創生臨時交付金の充当を第1とします、それでも賄えない場合は、財政調整基金を投入します。

教育課長 8及び9について、教育委員会からお答えします。

まず、8についてですが、先の加藤議員の質問でお答えしたとおりでございます。

9についてですが、昨年度既に全児童生徒数の3分の1にあたる台数を整備しておりまして、今後の導入機器も含め、一括した保守管理とか、一体的な授業での運用を想定していることから、同様の機能を有した機器を個別で購入する予定であります。先日の全員協議会でも触れましたが、全国一斉の取り組みであり、供給側にも限界があるということで、今後入札等の手続きを経るうちに年度をまたぐ納入の可能性もある、といった情報を得ております。今後もアンテナを広く伸ばしまして、また学校と連携を持ちつつ、速やかな環境整備に向けて調整を進めていきます。

企画ダム対策課長 最後10番目のWRC関係について回答させていただきます。2020年のWRC世界ラリー選手権は、第1戦のモンテカルロから始まり、最終戦となる日本開催まで全13試合が予定されております。新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により、感染拡大による運航制限や、輸送規制により、4月の第4戦アルゼンチン戦から9月の第9戦ニュージーランド開催については、中止又は開催が未定となっております。事実上、4月からは大会開催がストップしている状況であります。

11月の第13戦日本開催については、現在のところFIA(国際自動車連盟)からは開催スケジュールに変更無しとの発表があり、実施する予定で進めております。しかしながら、今後において世界的な新型コロナウイルス感染拡大が終息しない場合、人の移動や物の輸送が困難な状況が継続するようであれば、日本開催も中止となることが想定されます。

その最終判断、開催するか、しないかの判断は、日本サイドのみで判断することはできませんので、国際自動車連盟と協議しながらの結論が、8月下旬に予定しているとの連絡を受けております。

現在、設楽町としては、11月の開催を前提として関係機関との調整や準備を進めております。具体的には、競技コースに設定されている町道や林道の整備については、8月下旬の開催の判断を待っている間に合わないものについては、先行して実施していく予定でおります。また、関係地区への説明会や協力依頼、大会関係品の作成など、早急に取り組まなければならないものなどについては、今できることは粛々と進めておるところであります。以上です。

6 金田(文) 「申込みから数日で特別定額給付金入金される、設楽町対応早し #ありがたきかな」っていう SNS に投稿がありました。町民課をはじめ、対応されたみなさんの努力がちゃんと町民の方に届いていると思います。そして、そこのお友達のコメントに、若い人が「うちのおかんもそう言っとった」と書いてありましたので、若い世代の人にも伝わっていて、役場の人たちの働きぶりが認知されていて、うれしいなと思いましたので、お知らせします。

さて、それでは再質問に移りますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、今 W R C の事について詳しくお話いただきましたが、そのほかにも未執行、行事やめっちゃったとか、そういうようなものがすでに出ているかなと、観光イベントなんかはそうかなと思うんですが、そういうものがある。それから、これからも、もしかしたらできないかもしれないということがあると、未執行のものができるとということが想像されます。遅延とか未執行など、契約どおりに履行できない事態が生じたものは、その間の必要経費などはどのように処理されますか。昔の法律でいうと瑕疵責任というか、工事がちゃんと契約どおりにできていなかったら、そういう瑕疵についての責任というものがあったのですが、最近法律の名前が変わって、契約不履行だったかな、そんな名前の、契約どおりにできなかったような名前が変わっていたと思うんですが、そういう場合の事態については、何かあらかじめお考えがあるのかどうか伺います。これが1点目です。

2点目、地方創生臨時交付金の2次補正がもうほぼ金額もきまっているなど思っておりましたら、今日いただいた、新型コロナウイルス感染症対策の対策本部の議事録に、倍の値段、約1億2千万円くらいは、単純に計算すれば約1億2千万円くらいは上手にもらったらもらえるような方向にいけるんじゃないか、ということが書いてありますので、今度も、職員の皆さんが知恵を絞り、いろんな事を考えて計画を立てただけだと思います。今度の場合、ただ私たちがインターネットでぱっと引いただけだと、

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分、

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分

というふうに書いてあるので、この字面だけ読むと、なんかあんまりピンとこないのですが、紙ベースでも発効されていますので、ネットだったらもっと早くからでていたのかもしれませんが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」というものが、これをぺらぺらと見てみますと、すごいいろいろあるんですね。すごいいろいろあるので、せっかく1億2千万円近くもらえるような枠はあるとしても、こっちが出さなかったらだめですね。実施計画を策定した市町村にしかくれませんか。実施計画を策定するということになるわけですので、もうそろそろ始めなくちゃいけないんだろうなと思いますが、こういう活動事例集を活用したり、自分の所の現状をながめたり、あるいは産業の様子を実態把握をしたりとかいうような、非常に、一つの課だけではとても大変なプロジェクトになると思います。でも、とにかく計画は策定しなければ、交付金もらえないのだから、やるしかないのだからやられると思うんですが、このときに、是非、縦割りを排したプロジェクトみたいな感じで取り組んでいただけたらうれしいなと思います。また、最近、いつも議場にはある程度中間管理職以上の方しか、なかなか参加されないんですが、最近若い職員さんが1年、2年、3年と増えてきて、採用されて増えてきているように見受けられますので、そういった人たちの政策策定能力を培うチャンスにもなるなと見ているので、是非人材育成のチャンスにもしていただくというようなことで、活用事例というか活用計画の策定を頑張っていただきたいと思っているんですが、この点についてのお考えはどうか、という事が2点目です。

では次に、午前中にもでていましたが、リモートワーク、特にリスク管理の観点としてリモートワークの実現について質問します。リモートが感染症のリスクを避ける有効な手段であることから、いろいろな自治体でも導入が試みられているところです。で、再質問の3点目ですが、まず、子供たちの学習権を保障するという観点から。学校休業中には、家庭学習用プリントを準備し先生が家庭を訪問して学習状況のチェックと指導をしておられました。こういう場面にも出くわしました。今後一人一台の端末が整えば、課題やそれを補う授業動画、いわゆるオンデマンド教材ですね、あらかじめ入れておく教材。オンラインでも、オンデマンド型とそれから双方向型があります。オンデマンド型は導入しやすいのではないかとこのように私は感じております。なぜかという、既に、学校用タブレット端末の導入に伴って、クラス分、一番人数の多いクラ

ス分の導入をしていただいているんですが、各学校で必要な、あらかじめ入れておいてほしいものを各学校に聞いて、回答を受け、それをそのタブレットに入れて配布するというふうに担当の方がおっしゃっていました。とてもいい事だなと思いました。これを教育課で進めておられると承知しています。オンデマンドの教材をもう既に導入しているわけです。この休業中にもNHK・Eテレなどでは、学校休業に伴う家庭学習用にオンデマンドコンテンツが数多く配信されていました。この際、オンデマンド教材を使えるようにする仕組みを整えるということを提言したいと考えます。ま、やろうとしている先生は多分やっているし、教育課の担当の人もそういうことを考えてアプリを入れて学校に配ったりしているわけですから、やろうとすればできそうに思いますので、オンデマンド教材をどこの学校でも使えるようにという仕組みを整えていただくことに努力していただきたいと思いますが、この点についてお考えを伺いたいと思います。

双方向のオンライン授業はまだ壁が高いです。そんなに簡単にはできません。特に日本は遅れているのでできません。で、なぜ、このオンデマンド教材をやりましょうよと言うかということ、もう教育課もちょっと端っこ導入しているということもあるし、それから日本の文科省ではまだこういったオンライン授業の統計は発表されていないんですが、韓国の文科省にあたる教育部では、こういったアンケートなどが実施されていて、双方向のオンライン授業はあまり良かったという答えはなくて、オンデマンドの教材、あらかじめ入れてあった教材について、授業動画についても好評だったという結果が調査で載っておりましたので、うちの町だってこれならできるんじゃないかなというふうに思いました。ただ、先ほども9. 何パーセント、1割くらいの子供さんがオンライン環境が家庭にないという実態がありますので、ここについて、どんな支援をしていくかについても、今じゃなくてもいいです。考えていただきたいということです。で、今がチャンスだぞと。GIGAスクールの事もそうですが、コロナウィルスに対応する感染症対策として、地方創生臨時交付金が使えます。これも、子供たちのためにリモートの授業ができるのかという事にも、もしかしたら使えるんじゃないかな。だから研究するチームを作って、なんとか計画の中に入れてもらえたらうれしいなと思って提言しますが、このようなことはいかがでしょうかということです。

それから4つめ、リモートで、役場庁内の、役所のリモートワークの推進についてです。先ほど、午前中の質問にも、同僚議員の質問にもあ

りましたが、今回のコロナウィルスの感染で、よそではありますが、役所の職員が感染した自治体がありました。で、どうしてもリモートを導入しなくてはならないという事態に追い込まれてやりました。実際にはそうっていないけど、自分の所の自治体もあらかじめ備えようと研究し始めている。日本はこういうことについてはなかなか遅いので、たくさんではありませんが、始まってきています。うちの町についても、今後、職員の出勤が制限される事態が生じた時に備えて、役場庁内のリスク管理としてリモートワークやオンライン会議が常にできるようにしておくことは重要な事と考えます。設楽町の方針はいかがでしょうか。先ほど、対策会議の議事録の中にも、このことについて考え始めているというような記述があったような気がしますので、改めてもういっぺんお聞きします。もう既に職員の皆さんの中には、こんなアイデアはもうどうに持っていて、まだなかなか動いていないんだ、っていうお声も聞いたことがありますので、既にアイデアはあると思いますので、その進捗具合はいかがか改めてお伺いします。

それから、最初の第1回目の質問で、学習用端末の共同調達についてお尋ねしましたが、このことについてはちょっとお返事が、私が聞き漏らしたのかもしれないですが、共同調達にするのかどうか、設楽町と3町村だけ、豊根、東栄、設楽の3町村だけの共同にするのか、そこら辺をきちんとお伺いしておきたいと思います。なぜなら、GIGAスクールの導入にかかる資料がいろいろでていますよね、例えば、GIGAスクール構想の実現パッケージが令和元年の11月に発表されていて、令和2年5月8日更新のものを私は見っていますが、この2年5月8日更新なんですね。で、この中で安価に調達するために、県レベルでの共同調達について記述があります。これは国が出した物なので、愛知県がどうなっているかまだちょっと調べていないですが、なんで、このことを共同調達はもちろん安いからという事もあるんですが、そうではなくて、子供が転校、ま、県をまたいでちょっとわからないですが、県レベルでやると、例えば転校した場合、それから先生方が転勤した場合、円滑に利活用が継続できるということがこちらにも書いてありますし、これは私たちが普通に考えても、町や地域が変わったらまた新しい仕組みを勉強しなくちゃならないなんていう事にならないほうが、今後のためにもいいと思いますので、この共同調達についてのお考え、それからみんなで揃ったものにする、というお考えについては、汎用性の観点も大切だと私は考え、この点も策定計画作る時には入れて欲しいと思っておりますが、この点についてはどのような方針でしょうか。ということをお聞きしたいと思

ます。

先ほど、町長からのメッセージについての御答弁はなかったですけど、町長は既にオンライン会議を経験しておられますよね。県だったか東3のレベルの首長さんたちの会議、遠いところをわざわざ名古屋、豊橋まで出かける必要がなく効率的だったことを実感されていると思います。私も最近、このコロナ禍、コロナ騒ぎでオンラインセミナーを利用しておりますが、交通費も移動時間も要らず、全国の議員仲間、課題を共有する方々との情報共有ができることも実感しています。感染のリスクを避けると同時に時間的にも経済的にも効率化が図れますので、是非、このリモートワークについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

感染の「第2波、第3波」、また未知のウィルスの出現も警告されているところです。リモートワークの環境整備にも臨時交付金の活用ができたらしたいところです。計画策定に入れる考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

さっき、WRCの事で、急には間に合わないものについては進めていくとおっしゃっていましたが、この中にまた臨時交付金を使えるような、例えば外国の方が見てもわかるような絵文字、ピクトグラムなんかの表示を作ったりするのも、ちょうど感染症対策と、手洗いの事とかトイレの事とか清潔にとか、人との間隔をとってとかそういうピクトグラム、表示を作るには大変利用しやすい交付金じゃないのかなといふように、素人ながら想像していますので、そういったものについての、特に交付を受けるための計画策定について、もう少し詳しくお話していただきたいとおと思いますが。以上です。

総務課長 総務課からまず1点目、契約の履行に関する御質問がありましたので、それにお答えしたいと思います。御存じのように、日本国内では大手ゼネコンで感染者が出て、工事が一時ストップというような状況も報道がされていおります。町内の工事業者に関しましても、コロナの関係で感染者はとりあえず、出ておりませんが、なんらか問題が発生した場合は、町のほうに申出をいただくということになっております。で、そういう通知をしておるわけですが、幸い今のところそういった問題が起こったという申出はございません。ただ、今後もそうですけども、なんらか不具合が出て、申出がありましたら、工事が中止といいますか、一旦止まることもあろうかと思えます。工期の延期ですとか、そういったことについて相談をしながらそこで対応していくということになろうかと思えます。これに関しては以上です。

あと、ちょっと順番が飛びますが、4点目で役場のテレワークという

ようなお話がありました。なかなかですね、行政のほう、テレワークが実は遅れておりました、今ですね、先ほど答弁のほうでもさせていただきましたけれども、どういった事ができるかというのを検討を進めております。ただ、報道等で伝わってくるころでは、本当にテレワークとしてセキュリティも確保した上でできている、そういう自治体も数は少ないですけども、あるようではあります。で、そういった状況を確保するのにどれほどの投資がいるか、それに対して、また費用対効果等も検討しながら考えていきたいと思っております。で、一部ではですね、やむなく職員が実際職場で使っている機器を自宅に持っていくのを許可して、自宅で在宅勤務ということも一部されてはおりますけども、本来ですと、セキュリティポリシーといいますけど、情報セキュリティの関係で、本来望ましい姿ではありませんので、その辺も踏まえて、内容を検討した上で、費用対効果を考えて、できるところから導入というふうに役場のテレワークに関しては考えているところであります。総務課からは以上です。

町民課長 私のほうから、2点目の地方創生臨時交付金についてお話しします。これ、正式名称が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金っていうんですが、先ほども申し上げましたとおり、町の単独財源分を全てこの交付金で賄うことができるものです。で、5月29日締切りで、第一次分の計画を国の方に挙げたところですよ。で、どういうふうにしてこの計画書を申請書までもっていったかという流れをお話すれば、おそらく回答になるかと思しますので、お話しします。

まず、御承知のように61,247千円が一次分として、設楽町に配分がありました。で、この間、まずは専決補正ということで、4月に専決を補正させていただき、今度は6月定例会でまた補正を挙げさせてもらっておるわけなんですけど、まず、これらを財政課の財政担当のほうでそれぞれ要求書の段階で、新型コロナウイルスの感染症対策に関係する分を全て取り上げていただいて一覧を作成していただきました。で、計画書のほうなんですけども、それぞれ交付対象の事業というものでくくっていかなければなりません。それから先般、皆さんにお配りした、この交付金の活用事例集、これのどれに該当しますかという、そういう欄もあります。設楽町の場合は、直接該当するものはなかったわけですが、今後は小中学校の端末整理やなんかは、ここにも載っております、そこに該当していくかと思うんですが。事業としましては、事業継続支援助成金これは休業の要請の協力金とか理美容の関係とかそれ以外の全業種さんに出す助成金の関係をここにくくっております。それから感染予防必需物品供給事業、あとは、公共交通応援事業、休業期間通学定期代相当額支援事業、プレミア

ム付商品券による地域経済活性化事業、保育所自粛要請助成事業、それから未実施健診代替補完事業、小中学校臨時休業に伴う支援事業、これらの8事業に仕分をしまして、61,247千円満額計画書を提出ということで申請いたしました。これについては、先ほど言いましたように、財政課のほうで、細かくまとめていただいたんですが、その前段階として各課のほうからいろんな要求を出していただいておりますので、もうそういった協力体制は十分に出来上がっております。今後の国の2次補正で、今度は2兆円が国全体で配分されるのですが、その事業についても、今後起こりうる新型コロナウイルスの感染症対策として、町が実施しうる事業を全てこの臨時交付金を財源として進めていくように致しますので、事務的な協力体制とか、事務の流れはもう既に構築されております。そんな感じで、今後配分があっても十分に対応していきたい、それによって真に困っている人を助けていきたいと考えております。

教育課長 議員からは2点の再質問をいただきました。

一つ目、リスク管理としてのリモートワークという中の一人一台のタブレットによる、オンデマンド型の進め方を提言したいということで、アイデアをいただきましてありがとうございます。先ほど、午前中の答弁の中で私、少しでも回答させていただきましたが、オフラインでの利用も考慮するというのは、正に、言い方は違いますが、こういうことを想定しております。オンラインでの授業展開は、理想ではありませんが、容易ではないということで、どういう形ができるか。事前に必要なデータ、教材、ソフトを入れておくことで、その機器として渡して環境が整っていないところでも見れると、オンデマンドの対応ということで。そういうところが公平性、平等性の中では必要かなというところは認識しております。そういう形も含めて考えていかなければと思っております。学校の方には一人一台の端末の整備をこれからしますよと、これから話を進めますので、まずはよろしく願います、ということは伝えておりますけど、これからこういった形が必要なのか、どんな取組が想定されるのかなどということに関しては、この一連の休業期間中の実際の先生方の思いもありますので、そういう中で、こんなのできるのかな、こんなをしたいな、というイメージもでてきていると思います。そういうところを私も取りまとめていかなければいけないのですが、そういう中でいろいろな可能性だとかですね、に対処できる仕様にしなければというふうに思っております。そういうところも含めたこれからの運用とかですね、具体的な進め方について、まずは校長先生、それから各校の担当の先生方、先生によっては得手、不得手もあると思

ますが、そういう中でも、高次元のレベルで対応できるような形で話を
していくと。研修とか講習会もやっていきますという話はしております
けども、そういう中でも、要望を聞く、それから共通理解を持つという
ところもやっていきたいと思えます。それぞれの先生方が持っているア
イデア、イメージをそういう中でまとめていきながら、一つの形として
進めていければと思っておりますのでよろしくお願いします。

あと、共同調達の話がありました。私いちおうこれお答えしたつもり
なんです、わかりにくくて申し訳なかったんですが、そういう形では
なく、私ども既に導入している機器が一台ありますので、それに合った
形でないと保守、管理ができません。それから同じ使い方ができないと
いう意味で、当方の進め方にあつたものを導入していくという意味で、
共同調達ではないものを進めていきたいと思っております。で、考え方
の一番根本にあるのは、今言ったような既に導入しているものだけで
だけ整合性をもってやっていくと。やっていけるものでないと、現場に
不公平感が出ますし、先生方の負担もでてくるということで。まずはそ
こをあわせるのが一番ということ。

それから二つ目は、議員にも先ほど言っていたいただきましたが、北設管
内の事はやはり意識はしております。ということで、いろいろな情報の中
では、確認する中では、東栄町は、ほぼ同じ形でやっていけるという
か、考え方は同じ流れで進められそうな感じであちらも今話を進めてい
るところがあります。どこの業者になるかというところ、札を入れる
制度なので、それにもよるかもしれませんが、仕様書を整えるなどして、
できるだけそこを合わせていかなければいけないというふうに思ってお
ります。あと、状況でいいますと、豊根村に関してはちょっとなかなか
そのあたりは村の中の調整がなかなか、というような話を聞いておりま
して、3町村が統一できるかどうかというところまで、私のここの段階
では断言できませんが、そういう形が今後の先生方の移動等にも影響し
てくるので、そういう対応については注視していきたいと思えます。と
いう形で、以上でございます。

企画ダム対策課長 国の第2次補正の中で、地方創生臨時交付金がWRCの
開催に向けての準備する費用に対応が対象となるかどうかというのは、
再度、一度財政課とも確認して、対象になるものがあれば、そういうも
のはまた計画のほうに盛り込んで進めたいと思えますのでよろしくお
願いたします。

6 金田(文) 本当ががんばってやったださっているという事を実感してい
ます。特に、しんどいですけど、しんどい時ほど若い職員さんの力つく

と思いますので、是非、管理職の皆さん、若者たちを引っ張り上げてほしいと思います。今後も緊張した対応が続くと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。臨時交付金で使えるものは、言葉は悪いですが、使えるものは全部使わなくちゃという考えです。さっきわざわざピクトグラムって言ったのは、そういうコロナ感染者に対応するピクトグラムがインバウンドの人たちにも共通するものということで、無償で使っていていいよとか、そういうデザインもでていたりするので、是非是非うまいことあてはめて、うちから持ち出しが少なくなるように、国からのお金で賄っていけるように、これからもがんばっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なし)

議長 それでは14時00分まで休憩といたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時58分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 報告第3号「令和元年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第7 報告第4号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第8 報告第5号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第9 報告第6号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について」を一括として議題とします。本案について、提案説明を求めます。

副町長 それでは、報告第3号から報告第6号までの一般会計及び3特別会計の「繰越明許費繰越計算書」の4件につきましては、いずれも「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき、議会への報告を要する案件でありますので、一括で説明させていただきます。

報告第3号「令和元年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」令和元年度設楽町一般会計補正予算(第4号、第5号、第7号)に計上しました繰越明許費につきましては、別紙「繰越明許計算書」のとおり翌年度へ繰り越すものであります。

別紙計算書の最上段「簡易水道特別会計繰出金」から最下段の「公共下水道特別会計繰出金」までの5事業については、補正予算に計上した繰越明許費上限額の347,633千円に対しまして、総額300,144千円を次年度に繰り越して執行するものであり、前年度比で93,515千円の減額であります。なお、事業ごとの翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、別表に

記載するとおりであります。

続きまして、「報告第4号 令和元年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」

令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算に計上しました繰越明許費については、別紙のとおり翌年度へ繰り越すものであります。

「配水管等布設工事」の繰越額 327,170 千円の内訳は、2 件の配水管更新工事 144,174 千円、及び2 件の導水管布設工事 182,996 千円の合算額であります。

その財源内訳につきましては、配水管更新工事に係る国県補助金及び水道事業債のほか、その他は配水管更新工事に係る一般会計繰入金 119,044 千円、及び管渠布設工事に係るダム関連の水道施設公共補償 93,742 千円の合算額で、それぞれ次年度に繰り越す財源であります。

「報告第5号 令和元年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」

令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算に計上しました繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度へ繰り越すものであります。

「管渠布設工事」の繰越額 110,968 千円は、舗装復旧工事 1 件の 18,310 千円及び管渠布設工事 3 件の 92,658 千円の合算額であります。

その財源としまして、社会資本整備総合交付金 44,920 千円を始め、下水道事業債 6,100 千円、一般会計繰入金 59,948 千円を次年度に繰り越すものであります。

「報告第6号 令和元年度設楽町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について」

令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算に計上しました繰越明許費については、津具地区における「農業集落排水機能強化対策事業」でありまして、別紙「繰越明許計算書」のとおり 20,760 千円を翌年度へ繰り越したものであります。

その財源内訳につきましては、国県の農山漁村地域整備交付金 14,200 千円のほか、下水道事業債 3,200 千円及び一般会計からの繰入金 3,360 千円を次年度に繰り越して執行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。

議長 報告第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第3号は終わります。

した。

議長 報告第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第4号は終わりました。

議長 報告第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第5号は終わりました。

議長 報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第6号は終わりました。

議長 日程第10、承認第1号「専決処分の承認について」、日程第11、承認第2号「専決処分の承認について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号及び第2号の「専決処分の承認について」は、共に「地方自治法」第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり本年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細な改正内容につきましては、別紙の改正条文のとおり所要の改正を行いました。先日の全員協議会で「新旧対照表」及び「改正の概要」に基づいて説明しましたので、本日は条文の説明は省略させていただきます。

承認第1号 「専決処分の承認について」

本件につきましては、令和2年度税制改正に伴う「地方税法等の一部を改正する法律」が3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることから、町の税条例においても所要な改正が必要となったため、専決処分したものであります。

なお、施行期日は附則にもありますように、同年4月1日を始め、同年10月1日、令和3年1月1日、同年10月1日、令和4年4月1日施行など、法律の改正内容により施行期日がそれぞれ異なりますので、施行期日や改

正内容等に応じて、第1条から第3条に分けて「条立て」で改正するものであります。

今回の税条例における主な改正内容としましては、

①個人住民税における未婚のひとり親に対する措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

②固定資産税等の課税標準の特例の見直し

③所有者不明土地等に係る固定資産税制度の創設及び拡大

④たばこ税の課税標準の見直し

⑤延滞金及び還付加算金の割合の見直し

などが主な改正であります。

なお、第3条については、元号改正に伴い、平成27年から平成31年の税条例等の一部改正に係る条文について、「平成」から「令和」へそれぞれ元号及び年号を改正したものであります。

なお、附則につきましては、改正内容におけるそれぞれの施行期日を規定するとともに、第2条以下で、町民税、固定資産税及びたばこ税等の改正に係る「経過措置」について規定しています。

承認第2号 「専決処分の承認について」

本件の「設楽町固定資産評価審査委員会条例」の一部改正につきましては、改正内容が2点ありまして、まず1点目は、「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正により、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名が改められるとともに、同法の改正に基づき、所要の条項ズレに対応する改正であります。

2点目は、地方税法第423条第2項で固定資産評価審査委員会委員の定数は条例で定めると規定されており、実際の委員数は地方税法に基づき「3人」任命していますが、条例に定めがありませんので、今回の一部改正にあわせて、本税条例に新たに「第2条」として、「委員定数3人の規定」を加えることにより、以下の条を1条ずつ繰り下げるとともに、目次に規定する関係規定の条を改正するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。承認第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 2点質問します。まず、新旧対照表の4ページから5ページであります。不明所有者がどうしても明らかにならない場合に、使用者を所有者とみなすと、こういう規定がありますが、これは今まで所有者を一生懸命探すために、全国駆け回って判子もらうとかそういうような事がおきておるわけですが、行政の実務上ですね、これをやるんだけど、どうしてもそれが明らかにならない場合は使用者が所有者になると、こういうことな

んですけども、大変役場の業務も忙しくなっていておまして、大変忙しいということを理由にですね、これが乱用されると大変なことになると。そこら辺の抑止策はどんなふうに考えておるかという点を質問します。

次に、10ページの第3条の2の2項ですが、これは、改正前と改正後の違いがよくわからないのですが、どういうことか説明をお願いしたい。以上です。

財政課長 最初の不明土地の件ですけども、これは基本的には特に町場のほうで特におきていることで、我々の方ではほとんどありません、現実的には。ですので日々多忙だからといってこれを活用するというようなことは現在考えておりません。それから延滞金の関係ですけども、これは単純に今までは特例基準割合というようなものだったんですけども、延滞金特例基準割合というふうに変更する、というものです。それから平均貸付割合というような数字が載っていますけれども、これが現在1%というものになっているんですけど、見直し案では0.5%に変更するというので、これも実際に数字を使ってみないとわからないということで、現実的にはこう言っちゃなんですけども、機械のシステム上で出てくるものですから、それによって計算をされてくるというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 前に教えていただいたと思うのですが、どうしてもまだ頭の中に入らないものですからもう一回教えてください。新旧対照表の1ページの第24条の(2)のところの「ひとり親」、「寡婦又は寡夫」だったのが「寡婦又はひとり親」ってなるんですけど、このひとり親の定義と、女性のほうだけ寡婦が残るんですけど、この寡婦の定義をもう一度教えてください。

財政課長 「寡婦又はひとり親」のひとり親ですけども、これは基本的に税の関係でこういう名称を使っていることをまず前提として御理解ください。寡婦、女性の婦人のほうの寡婦と、夫のほう、男性のほうの寡夫という制度がありました。で、近年結婚しなくて未婚の親という方も御存じのとおり設楽町でも若干みられます。そういう方に対しては、控除規定が一切ございませんでしたので、不平等というか、不公平だというところで、まずそれをどうするのかというところが1点。それから女性のほうの、婦人のほうの寡婦と男性のほうの寡夫で控除額に差がありましたので、その差を埋める、この2つをいっぺんに解決する方法として、まず、男性のほうの寡夫をやめて、女性も男性も関係なく、とにかく、未婚であり、離婚したり、死別した場合は「ひとり親」という制度に改めました。で、寡婦というのは、戦後、未亡人、未亡人という言い方は変ですけど、旦那さんが戦争で亡くなった方、そういった女性の方が多数みえて、その方たちは親族

を養っていくというようなことがありまして、そのときにそういう方を少しでも助けるという意味で寡婦制度というのが創設されております。それは現存として残していきたいという趣旨でしたので、女性のほうの寡婦は残るということでもあります。以上です。

議長 ほかにありませんか

4 今泉 新旧対照表の4ページですが、先ほどの田中議員が言っていました、所有者不明の関係ですが、所有者不明、戸籍簿のほうだと7年間行方不明だと抹消されるんですが、この固定資産税のほうは、そういうような規定だとか猶予はないんですか。

財政課長 そういった事は聞いておりませんので、所有権が移転しない限りとか、そういうことがない限りは、その登記された時の状態がそのまま残っていることになると思います。

議長 ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認されました。

議長 承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 これわざわざ委員会の定数を決めたのは、何かメリットがあるのでしょうか。なんで今までなかったものが3人つけたんでしょうか。

財政課長 これに関しましては副町長が説明したように、地方税法のほうで税条例で定めると書いてありました。で、お恥ずかしい話なんですけれども、今回の改正を見て、全体を見ていたときにあれっということに気づいて。本当ならばもっと早く改正する必要があると思うんですけども、現在3名以上というふうに地方税法で定まっております。で、現実に3名の方を選任しておりますので、今回あわせて改正させていただくということです。

議長 ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第2号は、承認されました。

議長 日程第12、承認第3号「専決処分の承認について」、日程第13、承認第4号「専決処分の承認について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた補正予算に係る承認第3号及び第4号の「専決処分の承認について」は、共に「地方自治法」第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり本年4月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものでありますことから、一括で説明します。

なお、今回は、事前に補正予算書を提出させて頂きましたので、簡略に説明しますので、よろしくお願ひします。

承認第3号 「専決処分の承認について」

この補正予算は、既定の一般会計、歳入歳出予算にそれぞれ519,277千円を追加し、予算総額を75億1,777万5千円とするものであります。

それでは、歳出の「補正予算に関する説明書」8、9ページをお開きください。このたびの補正予算は、愛知県から採択、受託された「高齢者移動支援事業」を除きまして、すべて新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急措置の補正予算であります。

2款総務費7項交通対策費2目公共交通費の19節負担金は、学校休業に伴い町営バス、豊鉄バス、JR飯田線における高校生の「通学定期未利用分」について、休業期間の日数で日割り計算し、支援金を交付するため新規計上した予算で、要綱を定め、申請の受付事務を開始しました。

次に町民課に係る補正予算は、高齢者の新たな移動支援の方策を検討、試行するため、県から受託された事業で、推進会議に要する委員謝礼を始め、試行運転に係る自動車リース料、運転者講習会負担金など、新たな構想を検討するための所要の経費を計上しています。

3款民生費1項9目新型コロナウイルス感染症対策費は、今回、感染症対策費をまとめて新設した目でありまして、1人100,000円の特別定額給付金と感染拡大防止対策支援事業に要する緊急的な予算を計上しています。

11節需用費は、感染症予防のマスク、消毒液、学校用の非接触型体温計、医師用のゴーグル・ガウン等に加え、定額給付金の支給に要する事務費用であります。

また、4月27日を基準日として、1人100,000円、4,664人分の19節の

特別定額給付金を始め、支給事務に要する臨時的な人件費、通信運搬費、システム改修委託料、事務用パソコン・サーバ機器等の備品購入費で、特別定額給付金及びその事務費として、全額が国庫から交付されます。

もう1件の19節補助金は、介護施設等の除菌費助成費6,500千円と、簡易陰圧装置設置補助3基分の12,960千円で、全額が県補助金であります。残る40,000円は、町単独で介護施設等における消毒用アルコールを購入した際の助成金であります。

11ページ、2項児童福祉費 1目児童福祉総務費のまず1点目は、児童手当の対象児童290人に対し1人当たり10,000円上乗せの「子育て世帯臨時特別給付金」の支給に要するシステム改修費及び給付金の新規計上であります。

2点目は、学校休業に伴い、3箇所による平日の臨時放課後児童クラブの開設に係る指導員経費を追加する補正で、いずれも全額が国庫負担金であります。

2目保育園費は、令和元年度の3月分に係るもので、登園自粛要請により保育園を休んだ3歳以下の園児の保育料と、給食の主食費を保護者に返還する予算であります。

13ページ、4款衛生費 1項2目予防費は、本年3月に実施できなかった乳幼児検診の代替措置に係る予算で、年齢の関係で本年の乳幼児と合同実施はできないことから、3・4か月児は個別健診により、1歳6か月児及び3歳児については、集団健診として実施するため、医師や歯科衛生士に係る費用及び個別健診委託料を計上する補正であります。

6款商工費 1項1目商工総務費は、飲食店等の休業要請に係る愛知県協力金50万円の対象が17件、対象外で休業したことによる町単独支援20万円が14件、また休業した理容店・美容店へ20万円、これが12件、合計43件分の協力金を計上したものであります。

9款教育費 1項2目事務局費は、3月2日の突然の臨時休業により、既に県学校給食給食会等に注文し、返品できなかった給食物資の費用であります。

続きまして、歳入について、4ページ、5ページをお願いします。

15款国庫支出金に計上しました「負担金」及び「補助金」につきましては、いずれも歳出補正に計上した予算の全額が交付されますが、2項民生費国庫補助金の3段目の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のみ、専決処分の4月30日時点では、町への交付内示額の通知がありませんでしたので、頭出し予算として1千円のみを計上し、国庫支出金に該当しない補正に係る一般財源分につきましては、一旦、19款の財政調

整基金繰入金で財源調整を図り、交付金額が決定され次第、次回の補正予算で組み替えることとしました。これが今回の6月上旬の補正予算のことです。

16款県支出金 2項補助金 5目商工費県補助金は、感染症対策協力金で飲食店及び理美容店へ支給する29件の協力金10,900千円の2分の1補助です。

8目教育費県補助金は、歳出額の4分の3補助です。

以上が一般会計の専決処分した補正予算です。

続きまして、承認第4号 「専決処分の承認について」

今回の国民健康保険特別会計にかかる補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ600千円を追加し、予算総額を5億3,740万7千円とするものです。

歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」6、7ページをお開きください。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る「傷病手当金」のみでありまして、新規に創設する制度です。この手当は、ウイルスに感染された方や、感染が疑われ、休業を余儀なくされた国保被保険者を対象に、直近3か月の平均所得の3分の2相当額を支給するものとして、予算上2件分を計上していますが、現時点では、感染の該当者はありません。歳入につきましては、この60万円全額を国の特別交付金として交付されます。なお、制度の詳細は、後ほどの条例の一部改正で説明させていただきます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第3号は、承認されました。

議長 承認第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第4号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第4号は、承認されました。

議長 日程第14、承認第5号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第5号「専決処分の承認について」

「地方自治法」第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり本年5月1日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、緊急的に「地方税法等の一部を改正する法律」が本年4月30日に公布・施行されたことに伴い、町の税条例においても所要な改正が必要となったため、専決処分したものであります。

具体的には、先ほどの税条例と同様で、施行期日の異なりにより、第1条及び第2条に分けて「条立て」で改正するものでありまして、第1条は公布の日から、第2条は令和3年1月1日から施行する改正であります。

今回の税条例における主な改正内容としましては、

①軽自動車税環境性能割の非課税の適用期限を令和3年3月31日まで半年間延長するもの

②新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予制度の特例に関する手続き規定の追加

③固定資産税の軽減特例の追加

④寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例措置に係る準用規定の追加

などが主な改正であります。

詳細な改正内容につきましては、先の全員協議会で説明させていただきましたので、本日は省略させていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第5号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第5号は、承認されました。

議長 日程第15、承認第6号「専決処分の承認について」、日程第16、承認第7号「専決処分の承認について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第6号及び承認第7号「専決処分の承認について」

新型コロナウイルス感染症対策に係る同一趣旨の条例改正に関する案件としまして、「地方自治法」第179条第1項の規定により、別紙「専決処分書」のとおり本年5月1日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第6号につきましては、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国民健康保険法第58条第2項に規定される「傷病手当金」は、「条例で定めるところによる」という任意給付の規定であります。今回、傷病手当金を支給できるようにするため、本条例に追加改正するものであります。

具体的な改正内容としまして、附則第13条第1項は、「受給対象者」に係る規定として、「新型コロナウイルスの感染者又は発熱等の症状があり、感染が疑われる者」が就労できない場合、当該期間、給与等の支払いを受けている被保険者に傷病手当金を支給する規定であります。

第2項は、傷病手当金の算出方法に関する規定でありまして、連続する直近3ヵ月間の給与等の収入合計額をその間の「就労日数」で除した金額に、3分の2を乗じて「1日当りの金額」を算出し、実際に被保険者へ支給される額は、当該額に本来就労すべき日数を乗じた額が「傷病手当金」であります。

第3項の支給期間は、1年6か月を超えない範囲で、第4項は、同一事由による保険間の重複適用を除外する規定であります。

第14条は、受給対象者に係る給与と傷病手当金を調整する規定でありま

す。

附則としまして、施行日は本年5月1日ですが、支給を定める日が本年1月1日から本年9月30日までの期間を適用するものとする規定であります。

続きまして、承認第7号「専決処分の承認について」

承認第7号につきましては、国民健康保険と同様、「高齢者の医療の確保に関する法律」第86条第2項の規定に基づきまして、愛知県高齢者医療広域連合条例において「傷病手当金」が規定され、支給されるもので、設楽町の本条例においては、附則に「事務の特例」として、傷病手当金に係る申請書の受付事務を追加規定するものであります。

条例の施行日は、本年5月1日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

承認第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第6号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第6号は、承認されました。

議長 承認第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第7号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第7号は、承認されました。

議長 日程第17、議案第33号「町道路線の認定について」、日程第18、議案第34号「町道路線の変更について」、日程第19、議案第35号「町道路線の廃止について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の

説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 33 号から第 35 号までの町道に係る 3 議案について、一括で説明します。

議案第 33 号 「町道路線の認定について」

八橋地内の「町道八橋風越線」及び「町道中島方ノ沢線」が設楽ダム建設に伴い水没することから、下記に記載する 2 本の町道が付替町道として整備されるため、「道路法」第 8 条第 2 項の規定に基づき、新たに町道路線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

次の「位置図」をごらんください。新規の「町道西知生風越線」は、位置図で赤線部分を示し、延長 1,929 メートル、路面の幅員 5.0 メートル、「町道臼置場崩沢線」は、赤い太線間の延長 1,165 メートル、路面の幅員 5.0 メートルで、それぞれの起終点については、議案に記載するとおりであります。

続きまして、議案第 34 号 町道路線の変更について

議案の下記に記載する「町道川向大名倉線」につきましては、設楽ダム建設に伴う県道瀬戸設楽線付替工事において、町道の終点部分が通行不能となるため、大名倉地内において代替の根回し道路を築造するため、「道路法」第 10 条第 2 項の路線の変更に係る終点の変更について、同法第 8 条第 2 項を準用する第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の「位置図」をごらんください。現道の「町道川向大名倉線」については、従来の終点地である「大名倉字西地 19 番地 4」の県道への通行ができなくなるため、位置図にありますように、手前で赤線で示す大きな U の字の道路を整備して、現県道にアクセスするため、当該町道の終点を「大名倉字西地 19 番地 4」から付替え町道の「大名倉字東地 20 番地 10」に変更するものであります。

議案第 35 号 「町道路線の廃止について」

下記に記載する「町道奥三河線」につきましては、ご承知のとおり、現在、津具地内において地滑りによる大規模な崩落の危険性から通行止めとなっていますが、本年、愛知県から「経営体育成基盤整備事業」に新規採択され、路面の点検診断、補修が実施されることにより、一時的に町道を廃止し、広域農道に戻す必要が生じたので、「道路法」第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道の路線を廃止するため、同法第 8 条第 2 項を準用する第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、崩落の危険性のある山腹の復旧工事につきましては、本年愛知県が治山事業で実施するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第33号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします 議案第33号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第33号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第34号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第34号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第35号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第35号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第20 議案第36号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明
を求めます。

副町長 議案第36号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するもの
であります。

本議案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部
を改正する政令」が本年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を
行うものであります。

具体的な改正概要の1点目は、政令で定める非常勤消防団員等の損害補償基礎額について、消防団員の階級及び勤務年数に応じてそれぞれ改正するとともに、消防作業従事者等の損害補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に引き上げるものであります。

次に2点目は、「民法の一部を改正する法律」により、3月の住宅のときにも説明しましたが、法定利率が変動性に改定されることに伴い、障害補償年金や遺族補償年金の前払一時金が支給された場合における、障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率について、従来の利率「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものであります。

なお、算定の基準日については、従来は「死亡若しくは負傷の原因である事故の発生日」若しくは「診断によって死亡原因である疾病の発生が確定した日」や「疾病発生の確定日」を、今回一括して「事故発生日」と規定するものであります。

施行期日は、公布の日であります。改正後の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。

条例の具体的な改正内容につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 それでは、新旧対照表をごらんください。新旧対照表の1ページ、第2条の関係ですね、これは準用する法令の条項を明確にしております。それから、めくっていただきまして2ページ目、第5条の関係、言い回しの訂正をしております。それと「疾病の発生が確定した日」といいますのを「事故発生日」というふうに言い換える改正であります。第3項及び後に出てきますけれども、別表のほうで事故発生日を「事故発生日」という言い方を引用しております。

また、補償の基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に改正をしております。

3ページから附則の第3条の4、それから附則の第4条は障害補償年金前払一時金等が支給された場合における、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を、先ほど副町長が説明いたしました、「100分の5」という固定から「事故発生日における法定利率」ということで、変動性に改めるものであります。

めくっていただきまして、6ページから7ページの別表第5条関係の表です。補償基礎額を改めるもので、若干微増というかたちに改正がなされております。詳細以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第36号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 この事故発生日の法定利率というのは、改正前の「100分の5」の

利率とどのくらい違うのでしょうか、内容的に。

副町長 先ほど説明しましたように、従来は「100分の5」ということで、この改正によりまして、法定利率、で、その法定利率は現在のところ「100分の5」であります。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声)

議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第36号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第21、議案第37号「委託契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第37号「委託契約の締結について」

本議案の令和2年度津具地区農業集落排水処理施設等の改修に関する業務委託につきましては、県代行による委託事業ではあるものの、業務内容が地方自治法第96条第1項第5号の規定中「条例で定める契約」に係る「工事の請負」に当たると解釈しまして、農業集落排水事業「機能強化対策」5ヵ年計画に基づき、本年度の施工量及び委託金額を愛知県と協議、調整した結果、委託金額を72,660千円として、愛知県から委託申請が承認されていますので、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の5,000万円以上の契約により、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、委託事業の内容は、「最適整備構想」に基づく5ヵ年計画により、老朽化した設備の更新を中心に、実施設計業務を始め、37箇所のマンホール補修工事、14箇所の中継ポンプ機器更新工事に係る業務を愛知県へ委託する事業であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第37号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第37号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第 37 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 22 議案第 38 号「令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」、日程第 23 議案第 39 号「令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、日程第 24 議案第 40 号「令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」、日程第 25 議案第 41 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 38 号から第 41 号までの一般会計及び 3 特別会計の補正内容について、一括で説明させていただきます。

今回の補正は、議会全員協議会で概要を説明したとおり、いずれの会計とも新型コロナウイルス感染症対策、経済支援に係る補正がほとんどであります。その外は世界ラリー選手権大会の準備経費や農林道改良・舗装工事などであります。

議案第 38 号令和 2 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 88,844 千円を追加し、予算総額を 76 億 661 万 9 千円とするものであります。

第 2 条の「地方債の補正」につきましては、3 ページの第 2 表「地方債補正」において、農道改良事業に係る「辺地対策事業債」及び林道舗装事業に係る「過疎対策事業債」の起債限度額を当初予算より 3,700 千円増額する補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」10 ページ、11 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目財産管理費は、設楽ダム工事事務所に貸しています、庁舎屋上の緊急的な防水修繕に要する追加補正であります。

5 目企画費は、すべて WRC 準備費用の追加補正で、13 節委託料は、面ノ木園地内の観戦場所において臨場的な視界を確保するため、約 140 本の樹木を伐採する費用で、23 節補償補填金は、当該樹木の補償費であります。また、14 節借上料は、町内コースが概ね決定されたことに伴い、運営事務局から清掃・補修を要請された町道名倉沖駒稻武線、名倉津具線、林道大野線など、町道・林道 5 路線の整備に係る重機借上料を増額補正するものであります。

7 項交通対策費 2 目公共交通費の 1 点目は、豊鉄バスが導入する「バスロケシステム」の構築に係る事業費 40,767 千円の 3 分の 1 にあたる額を沿線の 4 市 1 町で負担するため、設楽町の負担額として 306,000 円を新規に計上するとともに、2 点目は、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校等の休業の影響により豊鉄バスの運賃収入が大きく減少したことから、国の持続化給付金の上乗せ補助として 2,000 千円を沿線市町が負担するもので、設楽町の負担金額は 20,000 円であり、合算して東三河の協議会へ負担する新規補正であります。いずれも、人口、バス路線の距離等に応じて負担金額をそれぞれ算出されています。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目国民健康保険費及び 8 目後期高齢者医療保険費については、いずれも新型コロナウイルス感染症対策で、集団健診を中止し、個別健診に切り替えたことによる健診費の増額に伴い、関係する特別会計への繰出金の増額補正であります。

13 ページ 9 目新型コロナウイルス感染症対策費は、消毒液、マスク、ビニールシート等の飛沫防止材等の感染予防品を町内の公共施設や各事業所に配布したり、または備蓄するための追加補正であります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の交付金は、先の専決による補正予算で新規計上しました一人 10,000 円の「子育て世帯臨時特別給付金」について、該当する公務員分を追加する補正でありまして、一般受給者の 2 割程度を見込んで増額計上し、財源はすべて国庫負担金であります。

また、受給者への公金振込手数料及び公金振込組戻事務手数料を新たに計上する補正であります。

2 目保育園費及び 4 款衛生費 1 項 2 目の予防費は、先の専決による補正予算の保育料及び主食費の日割還付金 126 千円及び乳幼児検診に係る予算 111 千円の財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に充当する財源更正であります。

15 ページ 3 目つぐ診療所費は、集団から個別健診に変更したことに伴い、個別健診収入の増額に伴うつぐ診療所特別会計への繰出金の減額に対し、特別会計において会計年度任用職員の看護師に要する費用、血液検査費用の増加分を新型コロナウイルス感染症対策としての新たな繰出金の増額により、それぞれ減額と増額を計上するものであります。

2 項清掃費 1 目清掃総務費は、ゴミステーションボックスが当初予算の数を超える地区からの設置要望により、追加で 2 基購入する増額補正であります。

5 款農林水産業費 1 項 2 目農業振興費の「山間地営農等振興事業補助金」は、次ページの林業振興費に係る補助事業の辞退により、空いた補助

枠を活用し、愛知東農協が実施主体としてコンバインを購入する事業が認められたため、県補助金に町補助分を加えて増額補正するものであります。

3目農地費は、広域農道奥三河2期線等の農道改良工事に係る事業費精査による増額補正であります。

17ページ 2項林業費 2目林業振興費は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業計画を次年度へ見直すことにより、全額を減額する補正であります。

3目林道事業費の舗装工事は、林道中口尤線舗装事業が愛知県の補助事業に採択されたことによる追加補正であります。また、林道補修工事は、WR Cのコースとなる林道向線について運営事務局より修繕要望があり、財源として過疎債が充当することができるようになりましたので、先ほどの企画費から離してこの目で補正するものであります。

6款商工費 1項1目商工総務費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経済支援につなぐため、プレミアム付商品券事業の新規計上のほか、休業要請等に係る県協力金の追加を始め、町単独の応援金、持続化給付金の上乗せ給付及び利子補給事業の新規計上であります。

具体的に、11節需用費は、プレミアム付商品券事業用の啓発のぼり旗の作成、商品券及びポスター、チラシ等の印刷に要する追加予算であります。13節委託料は、5,000円で6,000円分、プレミア率20%に当たる商品券事業で合計20,000冊分のプレミアム分20,000千円に、3%の販売・換金手数料を加えた額を委託料に計上し、設楽町商工会へ委託する補正であります。なお、購入の上限としまして、1人10冊、50,000円であります。

12節手数料は、協力金等の振込みに要する1件110円の手数料で、新規計上です。

19節交付金の協力金は、先の専決による補正予算以降、新規に愛知県の対象となった7件分を加えるとともに、ゴールデンウィーク以降の追加休業に対し、県対象分100千円、町単独分50千円をそれぞれに追加する協力金を計上したものであります。

中段の応援金は、協力金に該当しない町内の各事業所に対し、町独自でコロナ禍による地域経済の持続、活性化を応援するため、全員協議会での説明を見直しまして、業種を限定せず、個人事業主を含む全事業所を対象とするもので、金額は従業員数に係る基準を設けまして、5人以下は30,000円、6人～10人は50,000円、11人以上は100,000円として、全体で300事業所弱に対応する予算を12,000千円として計上した補正であります。

下段の持続化給付金の上乗せ分は、国の持続化給付金の支給決定を受けた事業所を対象に、町独自で50万円又は25万円を上限にさらに上乗せし

て支給するものであります。

最下段の利子補充事業は、事業所の経営悪化を防ぐため、経営対策として金融機関からの貸付けに対する利子を補給する事業であります。

19 ページ 9 款教育費 1 項 2 目事務局費の 11 節消耗品費は、いじめ防止対策協議会の事業における啓発物品として、障害者活躍推進計画を踏まえ、地域活動支援センター、いわゆる「みらい工房」から布製マスクを全児童生徒分購入する補正であります。

13 節及び 18 節は、「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組として、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の配備を図る事業として、18 節備品購入費は、児童生徒総数から現有数 86 台を差し引いた台数に教員分を加えた 164 台の ipad 端末及びスマートキーボードのほか、充電保管庫 8 台を購入する予算であります。

13 節委託料は、1 人 1 台整備した機器に係る授業支援ソフト、管理ソフト、及び各学校における現地設定や先生方への研修会の実施等を委託する補正予算であります。

10 款災害復旧費 1 項 2 目農業用施設災害復旧費は、昨年の台風被害による三都橋地内の個人所有の畑の石積を修繕するため新規計上するものであります。

続きまして歳入について説明しますので、説明書 4 ページ、5 ページをお開きください。

13 款分担金及び負担金 1 項 2 目災害復旧事業費分担金は、条例に基づきまして、農業用施設災害復旧費 1,000 千円の 10%分を負担していただく補正であります。

15 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金は、歳出で追加した子育て世帯臨時特別給付金 570 千円に公金振込手数料等 45 千円を加えて、全額が国庫で負担されるものであります。

2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示額 61,247 千円に対し、専決予算で 1 千円充当していますので、その差額を追加する補正でありまして、歳出の町負担分に全額充当するものであります。

16 款県支出金 2 項 4 目農林水産業費県補助金の 2 節農業振興費補助金は、歳出のコンバイン購入に対する県補助金で、3 節農地費補助金は、農道改良工事費の追加に対する県補助金の増額補正であります。

また、7 ページの 4 節林業振興費補助金は、当該事業を見送ったため皆減で、5 節林道事業費補助金は、林道中口尤線舗装工事の採択に係る補助金の追加補正です。

5目商工費県補助金の商工総務費補助金は、歳出で説明しましたように、新型コロナウイルス感染症対策協力金の該当件数の増に伴い、専決の補正予算に550千円追加し、「げんき商店街推進事業費補助金」は、プレミアム付商品券に係るプレミアム分に対して2分の1補助の新規計上であります。

8節教育費県補助金の事務局費補助金は、児童生徒1人1台のタブレット整備について、1台45,000円を上限額とする定額補助金で、新規計上であります。なお、当町はへき地学校に当たるため、2%が加算されていません。

19款繰入金 1項3目財政調整基金繰入金は、先の専決補正予算における一般財源分と今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る町負担分を地方創生臨時交付金に財源を充当したことと、そのほかの一般的な歳出補正から生ずる一般財源分とを差し引きしまして、なお不足する分を財源調整のため、繰入金を増額する補正であります。なお、主な要因は、タブレット整備に要する町負担分について、すべてを第1次の地方創生臨時交付金に充当できませんでしたので、今回は基金繰入金で対応し、次の交付金の追加交付の際に充当する予定であります。

22款町債 1項1目辺地対策事業債は、歳出補正の広域農道奥三河2期線の改良事業が、「駒ヶ原辺地」に該当しますので、追加するものです。2項過疎対策事業債 3目農林水産業債は、WRCコース予定の「林道向線舗装工事」に係る追加補正です。

続きまして、特別会計をお願いします。

議案第39号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ1,639千円を追加し、予算総額を5億3,904万6千円とするものであります。

歳出の補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。

5款保健事業費 1項1目特定健康診査等事業費は、一般会計で説明しましたように、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、住民健診を集団から個別健診に変更したことに伴う、業務委託料の増額補正であります。

続きまして、歳入につきましては、歳出の全額を新たに新型コロナウイルス感染症対策事業として、一般会計の繰入金として充当するものであります。

続きまして、議案第40号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ2,097千円を追加し、予算総

額を2億550万とするものであります。

歳出の補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。

1款総務費 1項1目一般管理費は、国保と同様に、住民健診を個別健診に変更したことに伴う業務委託料の増額補正であります。

歳入につきましては、歳出の全額を新型コロナウイルス感染症対策事業繰入金として新規に充当します。

続きまして、議案第41号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ1,008千円を追加し、予算総額を93,800千円とするものであります。

歳出の補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお願いします。

1款総務費 1項1目一般管理費は、一般会計で説明しましたように、住民健診を個別健診に変更したことにより、臨時的な会計年度任用職員である看護師に要する費用を追加するものであります。

2款医業費 1項1目医業費の13節委託料は、個別健診の際の「血液検査費用」でありまして、370人分を見込んでいます。

続きまして、歳入であります。5ページをお願いします。

1款診療収入 1項外来診療収入 5目その他診療等収入は、360人分の個別健診料の追加補正であります。

4款繰入金 1項1目一般会計繰入金は、上段のその他診療等収入の増加分3,600千円を減額するとともに、新たに歳出の全額を新型コロナウイルス感染症対策事業繰入金として差引きして充当するものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。

8土屋 まず、この企画費についてお伺いをします。WRCの費用だということですが、もう一方で、林道の補修でしたか、それはその誘致をするところからの「直していただきたい。」ということ直すというふうな理解をしているわけですが、この観戦場所の木を切ったりというの、開催するところからの要請があったわけでしょうか。

企画ダム対策課長 今質問のありました、林道補修工事につきましては、林道向線については舗装面の傷んでいるところでありまして、そういった舗装の打ち替えについては、林業事業費のほうで対応させていただいて、位置づけさせてもらって、起債のほうの対象にさせてもらうということで対処していますが、重機借上料の借上につきましては、今回当初予算の2月の段階ではコースがはっきりしていませんでしたので、今回はっきりしまし

たので、その追加路線、延長もかなり延びましたので、その部分を含めて現地のほうを開催事務局のほうに見ていただいて、道路のほうにでている枝葉だとかそういうものを伐採したりだとか、それから、道路のほうに土砂がたまっていたり、落ち葉等が堆積したものを除去してほしいという依頼があって、こちらのほうの重機借上のほうの予算に計上させてもらっています。そして、WRCの観戦場所については、開催のイベント側の事務局のほうから、今のところ面の木の園地の所と、それから、沖駒の元の小学校の所と、段戸山牧場、その3か所を観戦場所として、大勢の車の置ける所であったりとか、大勢の方が見られる場所として3か所を今計画しております。そこで、沖駒の小学校ですとか、段戸山牧場の所は視界が良好ですので、観戦場所としては面の木のように伐採する場所はなかったのですが、面の木の伐採をしなきゃならない所については、どうしてもコース上に立木が視界の邪魔になっておりましたので、そこを開催事務局との相談の上、なんとか町のほうで対応できないかなということで、町のほうで、皆伐ではないですが、間引きさせてもらって、視界を良くするというので、地主さんと交渉して了解を得て、今このほうに補正で計上させてもらっております。以上です。

8 土屋 まあ、やるかやらんかわからん訳ですから、開催のルールがちょっとわからないのですが、例えば今年だめでも、来年同じコースでやってただけるといのが、あるのかないのか。もしやらんとなると、致し方がないというのは理解ができるんですが、額的に一千万円くらいかかりますよね。やらないというと、何かな、という気がするんですが。

企画ダム対策課長 今回補正であげさせていただいたほとんどの予算は、8月の末に開催の有無を事務局のほうから連絡ありますので、それを受けてやるとなれば、予算を執行させてもらいますけれども、今回見送りとなった場合は、この予算は今年は見送らせてもらうということで。ただし、林道舗装については、通常の維持管理の中で林道の舗装面は林業施業の方に今不便をかけていますので、舗装のほうだけはさせてもらうと。ほかのものについては、当初予算のものを含めて、8月の合否の、やるかやらないかの決定を待って、事業のほうはほとんどのものは進めて、予算執行のほうは進めていますから、どうしてもそれを待っていると間に合わないというものについては、多少は手はかけさせてもらいますが、ほとんどのものはそれを待ってから執行という形になります。で、今のところ、大会本部からは、日本開催は3年間ということですので、この地のコースは、多少コースは変わるのかもしれませんが、3か年、今年から含めて3か年で開催してもらうという予定で計画しております。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 一千万円近くかけまして、もしその、コロナ感染等で2年先も3年先も危ないぞと、世界的な流行から言うとその場合も想定できるんですが、その場合に、何も帰ってこなくて、出した分だけ損すると。で、観戦場所が感染によって使い道がなくなる場合があるでしょうけども、その場合は一千万円はドブに捨てたと、こういう格好になるんですか。

企画ダム対策課長 今、土屋議員に説明させてもらったとおり、8月の末の決定を待って執行をほとんどしますので、一千万円をかけるというのは、今年やるとなった場合には一千万円以上のお金を投資することになりますけども、今年見送るとなった場合は、その予算執行も見送りますので。来年、再来年についても、開催が決定のGOがかかった時点で執行していこうということで考えておりますので、3年間一度もレースをやらずにお金だけ投資するということは考えてはおりません。以上です。

10 田中 もう一言付け加えますと、ある学者というか、多くの学者がコロナウィルスの感染は、秋から冬にかけてまた再発すると、こういうことを言っているんですが、8月に判断して、そして秋冬になったらコロナが世界的にまん延して中止だよというふうになったら、それは誰がどういうふうに責任とってくれるんでしょう。

企画ダム対策課長 今、田中議員がおっしゃったとおり、8月の時点で何も世界的にも、日本も収束の方向に向かっていて、GOがかかって、大会直前になって各国でまたそういったものが、ぶりかえしてきたということになって、大会が中止になるということも考えられなくはないですが、そこは大会関係者とも協議しながら、ぎりぎりの時間まで待つて執行はしていこうと思っておりますが、最悪そうなることも可能性はないと思っております。

10 田中 当然そういう答弁されると、もう一回質問したくなるんですが、1円でも一千万でも、町のお金をそんな危ない事に使っちゃいかんというふうに思いますが、その点はいかがですか。

企画ダム対策課長 ま、考え方ですが、舗装は町道舗装は通常の林業振興のためにやりますし、重機借上についても、林業振興のためには町道ですとか林道が使いやすいように、住民の方が生活しやすいように、土砂ですとか落ち葉等は除去することは、無駄ではないと思っておりますので。そういうふうにWRCのためには使えなかったにしても、町民のためには生活道路がきれいになるとか使いやすくなるということは、無駄ではないと思っております。

2 原田 プレミアム商品券の件なんですけども、全協の説明だと8月からというふうになっております。せっかくですね、早く10万円振り込んでいた

だいているんで、プレミアム商品券も、今日補正が通る予定みたいですので、7月1日からだとか、一か月程度前倒しするべき事じゃないのかなと思うんですけど、その辺のお考えがどうかというのが1点と、それから、すみません、私3月の予算の時に、ヒルの話をさせてもらったんですけど、流用でも頑張って4月にはやるよという話をしていただいたというふうに理解しています。今回の予算にも載っていないし、そのあとの話も流用でなんとかという各戸に話をつなげてくれるような話にはなっていないというふうに理解しています。現状ですね、どういうふうになっているのか、その辺の状況をお知らせいただきたいというのが1点、それからですね、先ほど副町長の話の中に災害復旧のところですけども、畦畔と言ったような気がするんですけど、畦畔の復旧だと、たしか今日予算書持っていないんで不確実な事なんですけど、農地災害復旧事業で農業用施設災害復旧事業ではないというふうに私理解しています。そうするとですね、負担金もですね、農業用施設だと10万円かもしれないんですけど、農地だと25%いただかないと、条例上違反になるんじゃないかというふうに理解するんですけども、その辺どうなのかお答えをいただきたいと思います。

産業課長 プレミアム商品券につきましては、商工会とも相談しておりまして、実はですね、8月からやるということはですね、夏の消費とですね、年末年始の新年会とかも使っていたきたいというところで、一番消費が多いところは8月と12月なので。というところで、6か月間というプレミアム商品券の性質がありますので、そこを考えて8月からスタートしようじゃないかというところで、北設楽郡内の3町村みんな足並みそろえてやろうというところになっておりますので御承知をお願いしたいということと、ヒルにつきましてはですね、前回ですね、議会のほうから県のほうに要望があがっていったと思うんですが、県のほうから、今年分の予算につきましては、県の林務課のほうで予算をだしていただけるということになりましたので、その予算をもって充てていきたいと思っていますので、すみませんけど、ちょっと遅くなりましたけど6月からというところで、県のほうが考えておりますので、よろしくお願い致します。

建設課長 大変申し訳ありません。畑の石積みが崩れたという事ですので、載せるところを間違っておりました。すみません。正確には10款1項1目農地災害復旧費のほうに本当は載せなきゃいけないところでした。ですので、今後は流用させていただいて、こちらのほうに回させていただこうかなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

2原田 それは、そういう形で。負担金についてもよく検討していただきたいというふうに思います。すみません、もう一件、聞き忘れたんですけど、

プレミアム商品券ですけども、2千人分用意していただいているというふうなんですけども、たしかそうですね、2千万だから2千人分ですよね、商品券出すの。そうすると、申請をどういう形でやれるのか、このあいだそれも聞き忘れちゃったので。私が一人で行けば、例えばおふくろさんだとか、子供だとかそういうふうな分についても商品券としてもらえるのか、必ず個人が一人で行かないとももらえないのか、その辺の考えを教えてくださいたいと思います。

産業課長 2千というのはプレミアム率が2千ですので、2万枚、2万冊発行することになっておりまして、一人につき10冊分買えます、っていうことは5万円分買えますということになるんですが、そうすると1万円プラスということになります。それとですね、御家族の方で買いに行かれる時は御家族分の申請を書くようになっておりますので、もし5人いれば、5万円分、25万ですか、分は買えますということで商工会とも話はついておりますので、あくまでも宣誓をしていただいて、書いていただいて購入してくださいという事になっておりますので、家族が世帯主の方が行って買われても、ほかの所で、津具の商工会と設楽の商工会ありますけど、両方で買えるということではなくて、あくまで宣誓をしておりますので、それを信じて買っていただけるということになっておりますので、よろしくお願い致します。

8 土屋 応援金についてお伺いします。枠組みを書いていただいて、全部のところにやっていただけのこと、そこは良かったんですが、この名前ですね、休業応援金という名前だと、休業せんともらえんようなイメージをすごく受けるんですが、たしかこれ休業に関係なく、持続していただくことということで出すんだという趣旨だったと思いますが、名前がどうしてこうなっているのかというところと、それと、どんな形で周知をして、いつから周知をするのか、どんな方法で周知をして、期日はいつから周知をしていくのか教えてください。

産業課長 申し訳ありません。この対策休業応援金というのは、休業は間違っておりますので、すみません、はずしてもらって、という形になります。それとですね、予算が通り次第書類等整えまして、基本的には利用者の方がどれくらいいるのかというところが、商工会と、法人税の申告とか、そういうところからしかなかなか見えてこないところがありまして、全員の方、まるきりノーマークの方もいらっしゃいますので、その方たちにも周知させるといふところになりますと、なかなかうちのほうではピンポイントにわかりませんので、できる限りですね、広報、無線、あと回覧、その他のわかるところを使ってですね、周知していきたいと思っておりますの

でよろしくお願ひ致します。

議長 これ以て質疑を終ります。

議案第 38 号の討論を行います。討論はありますか。

(なし)

討論なしと認めます。これ以て討論を終ります。

議案第 38 号を採決します。採決は、起立によつて行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これ以て質疑を終ります。

議案第 39 号の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これ以て討論を終ります。

議案第 39 号を採決します。採決は、起立によつて行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 40 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これ以て質疑を終ります。

議案第 40 号の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これ以て討論を終ります。

議案第 40 号を採決します。採決は、起立によつて行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 41 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これ以て質疑を終ります。

議案第 41 号の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 41 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後 3 時 41 分